

元町通り街づくり協定（協同組合 元町エスエス会）

元町仲通り地区街づくり協定（商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート）  
のルール変更認定について

## 1 元町地区のまちづくりの歩み

元町地区は横浜開港以来、居留地の外国人が利用する商店街として発展し、現在も横浜のファッション文化を代表する街として、全国にその名を知られています。

高度経済成長期には車での買い物客が急増し、歩行者空間の確保に対処するため、昭和30年、元町通りにおいて壁面線の指定を行い、各店舗の努力によって建物1階部分に連続した歩道空間を整備しました。昭和60年頃、一方通行である車道幅員を8mから5.5mに縮小し、壁面後退部分と合わせて両側に3mの歩道空間を確保するとともに、車道を蛇行させ、車道両側に路上駐車帯（パーキングメーター方式）を設置しました。さらに、電柱を撤去し、歩道下部に共同溝を設置しました。

平成15年頃、元町通りにおいて横浜市ライブタウン整備事業による街路整備を行い、車道改修、スクエア整備、ボラードの整備などを行いました。二期工事では、車道改修、キャノピー設置、クロスポイントサインなどの整備を行いました。平成18年頃には、元町仲通りにおいてライブタウン整備事業による同様の街路整備を行いました。そして、令和元年度には、第4期街づくりとして、ストリートファニチャーの再整備、石畳街路舗装の補修、駐車帯の一部を活用した滞留空間（元町パークレット）の整備を行いました。

一方、元町らしい魅力的な街並みと活発なまちづくり活動の推進を目指して、昭和60年に「元町街づくり協定」が施行されました。その後、平成11年には「元町仲通り街並み誘導地区地区計画」の決定、平成15年には「元町地区地区計画」の決定、「元町仲通り街並み誘導地区地区計画」の一部を変更しました。これら地区計画を補完するため、平成21年5月に「元町通り街づくり協定」、「元町仲通り地区街づくり協定」の一部見直し、「元町町づくり協定」を決定しました。同年9月には、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定及びまちづくりルール認定を受け、官民協働によるまちづくりを継続して行っています。

## 2 まちづくり協定の概要 【元町地区まちづくり協定適用区域図 参照】

### （1）元町通り街づくり協定（商う人のルール）

ア 協定の経緯	昭和60年8月10日	元町街づくり協定	締結
	平成15年11月21日	元町通り街づくり協定と名称変更	
	平成16年1月1日	より施行	
	平成21年5月26日	一部改正（平成21年9月4日ルール認定）	
	平成27年3月10日	一部改正（平成27年5月15日認定変更）	
	令和3年10月13日	一部改正	

### イ 協定の主な内容

- ・建築物の用途（風紀を乱す恐れのある用途（風俗営業に該当するホテル・旅館等）は禁止する。元町通りに面する1階部分は駐車場・駐輪場・車路の設置を認めない。）
- ・建築物の形態・意匠（連続した軒下空間の確保、店舗入口の位置、外壁の材質・基

調色等 )

- ・屋外広告物等（設置位置毎の形状、色、照明方法の制限）
- ・民地歩道上の使い方（客寄せ販売の禁止、街路での荷捌き、ごみの処理等）
- ・営業時間・定休日等
- ・街づくり推進への協力

#### ウ 運営組織

協同組合元町エスエス会

### **(2) 元町仲通り地区街づくり協定（商う人のルール）**

#### ア 協定の経緯

平成 11 年 5 月 26 日 元町仲通り地区街づくり協定 施行  
平成 15 年 11 月 20 日 一部改正、平成 16 年 1 月 1 日より施行  
平成 17 年 5 月 30 日 一部改正  
平成 20 年 5 月 27 日 一部改正  
平成 21 年 5 月 26 日 一部改正（平成 21 年 9 月 4 日ルール認定）  
平成 27 年 3 月 12 日 一部改正（平成 27 年 5 月 15 日認定変更）  
令和 3 年 9 月 30 日 一部改正

#### イ 協定の主な内容

- ・建築物の用途（物販、飲食、サービス店舗を原則とする。風俗営業等の出店は禁止する。）
- ・建築物の形態・意匠（壁面を揃え、連続した歩道空間のため、元町通り側 1.5m 以上、山手側 1.0m 以上の壁面後退を行う。店舗入口の位置、外壁の基調色の色彩 )
- ・屋外広告物等（設置位置毎の形状、色、照明方法の制限）
- ・迷惑行為の禁止等
- ・営業時間・定休日・深夜営業
- ・店づくりの方針
- ・イベントの参加

#### ウ 運営組織

商店街振興組合 元町クラフトマンシップ<sup>®</sup>・ストリート

### **(3) 元町町づくり協定（住む人のルール）【今回改正なし】**

#### ア 協定の経緯

平成 16 年 1 月 1 日 施行  
平成 21 年 5 月 30 日 一部改正（平成 21 年 9 月 4 日ルール認定）  
平成 27 年 3 月 4 日 一部改正（平成 27 年 5 月 15 日認定変更）

#### イ 協定の主な内容

- ・建築物の用途（共同住宅等には集合ポスト・ごみ収集所の確保、立体駐車場は 2 層までに制限）
- ・建築物の形態・意匠（外壁・屋根のデザイン・色彩は周辺と調和）

- ・屋外広告物等（屋上等に看板を設置することを制限）
- ・町づくりの推進
- ・ごみの処理（家庭ごみ）
- ・街路、建物の美化

#### ウ 運営組織

元町自治運営会

### 3 認定変更について 【地域まちづくりルール認定変更申請書等 参照】

前回の協定見直し（平成 27 年）から 5 年以上が経過したため、これまでの課題及び運用状況について評価を行い、以降 5 年間の運用に向けて、ルールの内容、周知等について検討を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集会を自粛したため、検討作業は令和 3 年度にまたがって実施し、元町地区内のそれぞれの協定の整合性を図り、運用上の問題、課題をふまえた改定を行っています。なお、改定にあたっては、元町 4 組織（元町自治運営会、協同組合元町エスエス会、商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート、元町河岸通り会）によって構成された元町まちづくり協議会の元町まちづくり協定検討会議で検討を行っています。

○改正にあたっての検討経緯（令和 2～3 年度）

年月日	会議・取り組み等	内容
2020 年 (11/17)	第 1 回 元町まちづくり協定検討 会議（以下、検討会議）	・協定運用における課題の抽出 ・協定改定項目の洗い出し
(12/15)	第 2 回 検討会議	・建物の形態について
2021 年 (2/16)	第 3 回 検討会議	・建物の形態について ・屋外広告物等について ・その他、懸念事項
(3/16)	第 4 回 検討会議	・協定改定案の作成 (屋外広告物・住宅・置き看板・河岸通 りの考え方)
(4/14)	第 5 回 検討会議	・協定改定案の作成（屋外広告物） ・街づくりの体制について ・アンケート配布について
(5/13)	第 6 回 検討会議	・協定改定案の作成 ・アンケート調査について
(8 月初～ 9 月初)	元町まちづくり協定の見直しに関 するアンケート調査の実施	
(9/30)	元町クラフトマンシップ・ストリート総会	・協定改定案の承認
(10/13)	元町エスエス会総会	・協定改定案の承認
(10/14)	第 7 回 検討会議	・今後の取り組みについて

## (1) 協定見直しの背景

元町地区では、元町通りと河岸通りに面したマンションが従来と異なる形態での建築物が新築されるなど、その街並みに変化が起きる事態となっています。そして、新たな業種業態の出店が増えてきている中、街並みに統一感を持たせるため屋外広告物等に関する検討が必要であることや、コロナ禍の影響を踏まえた営業時間や夜間照明の点灯に関する課題の整理が求められています。こうした地区を取り巻く背景を踏まえて、今回商う人のルールである元町通り街づくり協定・元町仲通り地区街づくり協定の見直しを行いました。

## (2) 元町通り街づくり協定（商う人のルール）の主な改正点

理念

- ・第1 街づくりの考え方（現状に即した文章に変更）

本文

- ・第2 建物の形態・意匠について（道路斜線制限の適用を強調）
- ・第3 屋外広告物等について  
（箱型内照式看板類の禁止を強調、曖昧な表現を見直し）
- ・第7 営業時間、定休日について（営業時間8時以降まで⇒7時以降まで）
- ・文言の修正

## (3) 元町仲通り地区街づくり協定（商う人のルール）の主な内容

本文

- ・第3 屋外広告物等について  
（箱型内照式看板類の禁止を強調、曖昧な表現を見直し）
- ・第7 営業時間、定休日について（営業時間8時以降まで⇒7時以降まで）
- ・文言の修正

## 4 ルール認定における認定基準等への整合について

### (1) 地域の多数の支持を得ていること

元町地区の各まちづくり協定（元町町づくり協定、元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定）は、地域の大多数の住民、商業者及び事業者が加入する組織を中心に案の検討や合意形成を図り、会員以外の土地所有者等への周知も行った上で、それぞれ平成16年、昭和60年、平成11年に策定されたもので、長年の運用実績があります。

今回変更を行う、元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定の変更内容については、地域住民、商業者・事業者及び地権者に対して周知を行っています。併せてアンケートを実施し、ご意見を伺っています。

また、アンケートでの意見集約後、令和3年9月から10月に大多数の商業者及び事業者加入する組織の各総会等において、まちづくり協定の変更内容について議案として諮り、多数の支持を得ています。なお、各組織の会員以外にも、まちづくり通信を配付して広く意見を求め、内容の周知を図っています。

ア まちづくり協定（元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定）

に関するアンケートの実施

- ・アンケートの回収率（回答数 67 配布数 448 : 14.96%）

- ※ルールが重複しているエリアがあるため、実質の回収数とは異なる。
- ・協定案の内容についての賛同率（回答数 68 賛同 66 : 97.06%）

イ まちづくり通信の発行（1回）

ウ まちづくり協定（元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定）

の見直しに関わる各組織の総会等

- ・協同組合 元町エスエス会 臨時総会

令和3年10月13日（出席者数（委任含む）：169名 賛成多数）

- ・商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート 臨時総会（書面表決）

令和3年9月30日（出席者数（委任含む）：117名、異議なしの数117名）

組合員総数の過半数の書面参加並びに賛成により承認。

## （2）建築等に関する制限が合理的に必要と認められる限度において定められていること。

- ア 用途の制限及び壁面の位置については、建築基準法46条に基づく「壁面線の指定」及び都市計画法に基づく「元町仲通り街並み誘導地区地区計画」（平成11年1月決定、平成15年1月15日変更）・「元町地区地区計画」（平成15年1月決定）において定めており、横浜市が運用しています。また、景観法に基づく「横浜市景観計画（山手地区）」と横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく「山手地区都市景観協議地区」を策定し、こちらも令和2年1月から横浜市が運用しており、これらの制限に、さらにきめ細かく地元でルールを定めています。（元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定）
- イ 屋外広告物等については、協定の中で具体的な大きさや数などを定め、通りとして統一感を出せるものとしており、このルールに基づき事業者等と事前協議を行ってきていることから、周辺の街並みに調和するために引き続き必要な基準であると考えられます。（元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定）

## （3）地域まちづくり組織において、その遵守を図るための措置を主体的に講ずることが出来る内容であること。

- ア まちづくり協定（元町町づくり協定、元町通り街づくり協定、元町仲通り地区街づくり協定）の審査機関として、元町自治運営会、協同組合 元町エスエス会、商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリーートの各団体でこれまでも運用実績があります。また、各団体によって構成された「元町まちづくり協議会」を組織しており、各まちづくり協定の調整を図っています。
- イ まちづくり協定の制限内容についても、自主的な審査ができる内容となっています。
- ウ これまでも「まちづくり協定」の協議手続きに際して横浜市と連携を諮るなど、まちづくり相談窓口としての役割を十分に果たしています。

以上より、

「元町通り街づくり協定」、「元町仲通り地区街づくり協定」について、ルール認定の変更をすることとしたい。

## 関連資料一式

- ◆元町まちづくり協定 活動対象区域図（資料1） . . . P.1
- ◆【元町通り街づくり協定】ルール認定変更申請書（資料2-1） . . . P.2  
新旧対照表（資料2-2）  
改定案（資料2-3）  
現行ルール（資料2-4）
- ◆【元町仲通り地区街づくり協定】ルール認定変更申請書（資料3-1） . . . P.29  
新旧対照表（資料3-2）  
改定案（資料3-3）  
現行ルール（資料3-4）
- ◆【共通】まちづくり通信（資料4-1） . . . P.54  
アンケート調査（資料4-2）  
臨時総会資料（資料4-3）
- ◆【共通】（参考資料）協定に適合した建物等の表彰制度の運用  
横浜元町まち並みデザインアワード . . . P.71  
（資料5）
- ◆【共通】（参考資料）まちづくり協定 運用規定（資料6） . . . P.77

# 元町まちづくり協定 活動対象区域図

## 元町町づくり協定

策定・運用：元町自治運営会  
適用区域：元町地区全域

## 資料 1

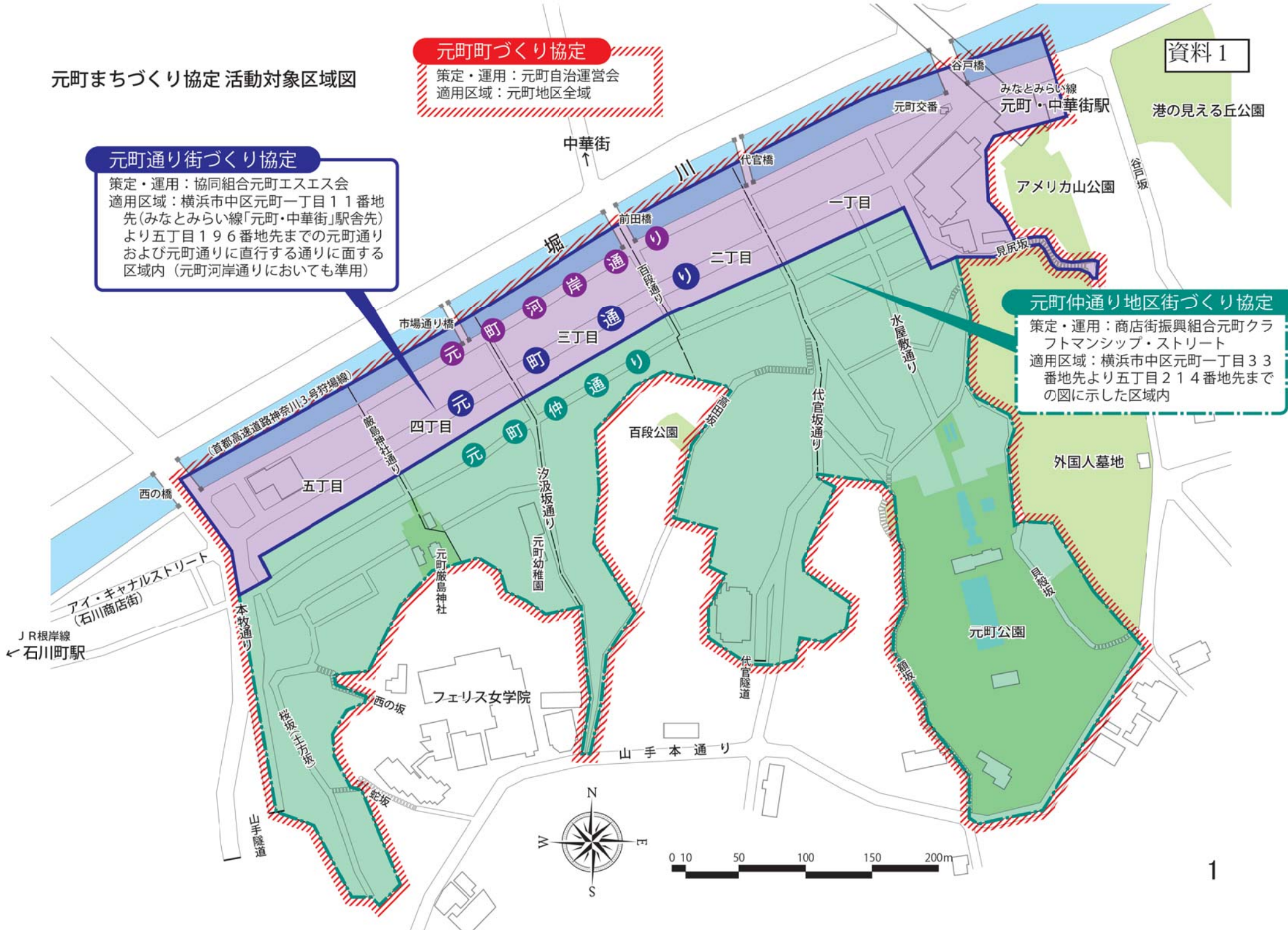
港の見える丘公園

## 元町通り街づくり協定

策定・運用：協同組合元町エスエス会  
適用区域：横浜市中区元町一丁目11番地先(みなとみらい線「元町・中華街」駅舎先)より五丁目196番地先までの元町通りおよび元町通りに直行する通りに面する区域内(元町河岸通りにおいても準用)

## 元町仲通り地区街づくり協定

策定・運用：商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート  
適用区域：横浜市中区元町一丁目33番地先より五丁目214番地先までの図に示した区域内



地域まちづくりルール認定変更申出書

令和 3 年 10 月 7 日

(申出先)  
横浜市長

地域まちづくり組織の名称  
協同組合元町エスエス会  
申出者 代表者住所 [REDACTED]  
代表者氏名 理事長 宝田 博士  
代表者電話番号 [REDACTED]

地域まちづくりルールとしての認定の変更を受けたいので、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

(変更前)	(変更後)
元町通り街づくり協定 (別添改定案のとおり)	元町通り街づくり協定 (別添改定案のとおり)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更内容を証する書類のみ添付してください。
- (1) 地域まちづくりルールに係る運用計画書
  - (2) 活動実績書
  - (3) 地域住民等への地域まちづくりルールの策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
  - (4) 地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この申出に基づき、地域まちづくりルールとしての認定の変更をした場合は、その旨を公表します。

(A4)



## 元町通り街づくり協定(改定案)

青地=削除 赤字=追記

## ■タイトル

現行	改定案
元町通り街づくり協定 策定・運用=協同組合元町エスエス会・元町河岸通り会	変更なし

## ■理念[第 1 街づくりの考え方]

現行	改定案
<p>元町通りは、横浜開港以来の歴史あるショッピングストリートとして発展し、1950年代には全国に先駆けて壁面線後退による歩行者空間を創出し（第1期街づくり）、1980年代に歩車道整備による歩車共存を実現（第2期街づくり）、2000年代初頭には横浜の商業の面的な広がりを視野に入れつつ、街の歴史的価値をも見据えた街並みの整備を実施するなど（第3期街づくり）、街のホスピタリティを街並みによって現実のものとしてきました。</p> <p>元町はこれまでも、そしてこれからも、人々の心に残る、オリジナリティ溢れる元町スタイルを確立し、発信して行きます。</p>	<p>元町通りは、横浜開港以来の歴史あるショッピングストリートとして発展し、1950年代には全国に先駆けて壁面線後退による歩行者空間を創出し（<del>第1期街づくり</del>）、1980年代に歩車道整備による歩車共存を実現（<del>第2期街づくり</del>）、2000年代初頭には横浜の商業の面的な広がりを視野に入れつつ、<b>以来、街の歴史的価値をも見据えた街並みの整備を実施するなど（第3期街づくり）</b>高め、街の<b>その</b>ホスピタリティを街並みによって現実のものとしてきました。</p> <p><b>社会情勢が大きく変化する中であっても、元町は</b>これまでも、そしてこれからも、人々の心に残る、オリジナリティ溢れる元町スタイルを<b>確立し、継承しながら、先進的な商空間と上質なライフスタイル</b>を発信して行きます。</p>

## ■理念[第 2 街づくりの基本方針]

現行	改定案
<p>1 人の心に訴える美しい街並みの創造</p> <p>①本物志向で質の高い建物をつくり、個性的なファサードを連続させることによって、街並みそのものが元町の歴史的財産になるような街づくりを推進します。</p> <p>②壁面線後退によって生まれたアーケード空間を活かし、雨の日でも楽しく歩くことのできる街づくりを推進します。</p> <p>③周辺地域との協働により商業の面的な広がりを図り、回遊性を高める街づくりを推進します。</p> <p>④ライトアップを中心とした優しい照明を整備し、夜も賑わいある安全な街づくりを推進します。</p>	変更なし
<p>2 ホスピタリティ溢れる街の醸成</p> <p>①物流の改善により、車との共存もできるバリアフリーを体現した街をつくります。</p> <p>②来街者のためのアメニティ施設や情報設備を充実させ、お客様が心地よく過ごすことのできる街をつくります。</p>	変更なし

<p>③花や樹木を活かし、季節感とうるおいのある街をつくりまします。</p> <p>④国際性豊かな地域環境の中で、訪れる人々に心からのおもてなしを行うとともに、ファッション文化の発信により元町ファンが育つ街をつくりまします。</p>	
<p>3 元町商人スタイルの確立</p> <p>①元町でしか手にすることのできない商品やサービスを全ての店舗が提供することにより、オリジナリティ溢れる元町スタイルを目指します。</p> <p>②元町のブランドプロミスを守り、後継者の育成と元町商人としての人格形成に努めます。</p>	変更なし

■理念[第3 街づくりの推進組織]

現行	改定案
<p>1 本協定を管轄する「協同組合元町エスエス会」(以下、元町エスエス会)は、街づくりの推進と「元町地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。</p>	変更なし
<p>2 「街づくり委員会」は、元町エスエス会の理事より12名以内で構成します。</p>	変更なし
<p>3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。</p> <p>ア 本協定の内容および適用区域に関すること。</p> <p>イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。</p> <p>ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。</p> <p>エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要と認める事項に関すること。</p>	変更なし
<p>4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、元町エスエス会の総会で決議することとします。</p>	変更なし
<p>5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。</p>	変更なし
<p>6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。</p>	変更なし
<p>7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。</p>	変更なし

■理念[第4 適用区域および対象]

現行	改定案
<p>1 本協定は、横浜市中区元町一丁目11番地先（みなとみらい線「元町・中華街」駅舎先）より五丁目196番地先までの元町通りおよび元町通りに直行する通りに面する区域内において適用されます。</p> <p>また、本協定は、横浜市中区元町一丁目13番地先より五丁目191番地先までの元町河岸通りにおいても準用されます。</p>	変更なし
<p>2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者等）を対象とします。</p>	変更なし
<p>3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築および改修・改装等を行う場合は、元町エスエス会に届出を行った上、「街づくり委員会」の事前協議等を受けてください。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。</p>	変更なし
<p>4 対象となる事業者等は、元町エスエス会に入会するとともに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担をしてください。また、元町河岸通りに面している事業者等は、元町河岸通り会に入会してください。</p>	変更なし

■本文(キャッチフレーズ) 人の心に訴える、美しい街並みを創造するために

■本文[第1 建物の用途について]

現行	改定案
<p>[主旨・総則]</p> <p>個性的な専門店の集積が元町らしさの基本です。楽しくショッピングのできる質の高い街並みの連続が、私たちの財産となります。</p>	変更なし
<p>1-1) 共同住宅等</p> <p>1-1-1) 共同住宅等において居住および事務用途以外で、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。（風俗営業法第2条第7、8項）</p> <p>1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。</p> <p>1-1-3) 共同住宅等の出入口は、元町通りに面して設置しないこととします。</p>	変更なし
<p>1-2) ペットショップ</p> <p>1-2-1) 騒音・におい等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。</p> <p>1-2-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。</p>	変更なし
<p>1-3) ホテル・旅館</p> <p>風紀を乱す恐れのある営業形態のホテル・旅館</p>	変更なし

は禁止します。(風俗営業法第2条第6項)	
1-4) 金融店舗 消費者金融等の出店を禁止します。	変更なし
1-5) 駐車場 元町通りに面する1階部分には、駐車場・駐輪場・車路の設置を禁止します。	変更なし
1-6) その他 1-6-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある施設は禁止します。 1-6-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。	変更なし

■本文[第2 建物の形態・意匠について]

現行	改定案
<p>[主旨・総則]</p> <p>建物の新築・増改築および外壁やショーウィンドウの改修・改装等を行う場合、必ず元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p> <p>建物のコンセプトを明確にし、店舗の個性を最大限生かしつつ、街との調和を図り、本物志向の街「元町」を演出するデザインとしましょう。</p> <p>元町通りと元町河岸通りまたは元町仲通り双方に面する建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体の賑わいを考慮した形態としましょう。</p> <p>(図1 建物の形態/参照)</p>	変更なし
<p>2-1) 建物の高さ</p> <p>2-1-1) 元町仲通りから元町河岸通り間の建物の高さは25m以下とします。(元町地区地区計画・元町仲通り街並み誘導地区地区計画・山手景観要綱/参照) (図1 建物の形態/参照)</p> <p>2-1-2) 建物の各部分の高さは、元町通りの天空を確保できる形態とします。(図1 建物の形態/参照)</p>	<p>2-1-1) 元町仲通りから元町河岸通り間の建物の高さは25m以下とします。(元町地区地区計画・元町仲通り街並み誘導地区地区計画・<a href="#">山手景観要綱</a><a href="#">横浜市景観計画</a>/参照) (図1 建物の形態/参照)</p> <p>2-1-2) 建物の各部分の高さは、<b>前面道路(元町通り)</b>反対側の境界線から当該建物の1階部分の<b>後退距離に相当する距離だけ外側の線からの水平距離の1.5倍以下とし、元町通りの天空を確保できる</b>形態とします。(図1 建物の形態/参照)</p>
<p>2-2) 壁面の後退</p> <p>2-2-1) 元町通りに面する建物の1階部分は壁面を後退させ、雨に濡れないで歩ける歩道を連続的に確保することとします。(図2 壁面の後退/参照)</p> <p>2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離1.8m以上、高さを3.0m以上とし、「民地歩道」として開放してください。民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売</p>	変更なし

<p>機や「街づくり委員会」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。(図2 壁面の後退/参照)</p> <p>2-2-3) 2階以上の建物の壁面を後退させた場合は、連続した軒下空間を確保するために、高さ3.0m以上の2階フロアレベル付近に、奥行き1.5m以上のひさし(雨よけ)を設置してください。(図2 壁面の後退/参照)</p>	
<p>2-3) 外壁のデザイン・材質・色</p> <p>2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は図3、4の通りとします。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の素材を使用し、「街づくり室」の承認を得た場合はこの限りではありません。</p> <p>2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がはかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素材が外壁の大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫してください。</p> <p>2-3-3) ナショナルチェーン店のコーポレートカラーや照明等については、街並みと調和するよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。(図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限/図4 外壁のデザイン・材質・色/別紙参照)</p>	<p>2-3-3) ナショナルチェーン店のコーポレートカラーや照明等については、街並みと調和するよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。(図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限/図4 外壁のデザイン・材質・色/別紙参照)</p>
<p>2-4) 1階の開口部の扱い</p> <p>2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるよう、工夫をしてください。</p> <p>2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2-5) 夜間照明</p> <p>2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。</p> <p>2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個性を楽しめるような工夫をしましょう。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2-6) 建物のスカイライン等</p> <p>2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。</p> <p>2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置</p>	<p>変更なし</p>

<p>する設備類が見苦しいものとならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。</p>	
<p>2-7) 建物のバリアフリー化  2-7-1) 「横浜市福祉のまちづくり条例」に定められた基準を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。(横浜市福祉のまちづくり条例 参照)  2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置など、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗としてください。</p>	<p>変更なし</p>

■本文[第3 屋外広告物等について]

現行	改定案
<p>[主旨・総則]  屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町エスエス会へ届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p> <p>すべての屋外広告は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、ファッション文化の街にふさわしい専門店としての個性を十分に発揮したデザインを心がけましょう。</p> <p>歩行者から視認性の高い「軒下看板」のデザインを重視し、その他の屋外広告は控えめにすることで、街並みとの調和を図りましょう。</p> <p>建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p> <p>自店舗以外、あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告は禁止します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3-1) 軒下看板  3-1-1) 地上からの高さは2.5m以上、壁面からの後退寸法は30cm以上、上下寸法50cm×幅1m以内、厚みは可能な限り薄いものとします。  3-1-2) 数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。(図5 軒下看板の位置・大きさ/参照)</p>	<p>3-1-1) 地上からの高さは2.5m以上、壁面からの後退寸法は30cm以上、上下寸法50cm×幅1m以内、厚みは可能な限り薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p>
<p>3-2) 袖看板・バナーフラッグ等  3-2-1) 地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅は壁面から1m以内、厚みは可能な限り薄いものとします。(図6 袖看板</p>	<p>3-2-1) 地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅は壁面から1m以内、厚みは可能な限り小さく且つ薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止</p>

<p>等の位置・大きさ／参照)</p> <p>3-2-2) 数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。(図7 袖看板等の掲示方法／参照)</p>	<p>します。(図6 袖看板等の位置・大きさ／参照)</p>
<p>3-3) 壁面看板</p> <p>3-3-1) 表示面積は1㎡以内とします。(図8 壁面看板の大きさ／参照)</p> <p>3-3-2) 数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>	<p>3-3-1) 表示面積は1㎡以内とします。また、全面が発光する内照式の看板類は禁止します。(図8 壁面看板の大きさ／参照)</p>
<p>3-4) 屋上看板</p> <p>屋上での屋外広告物の設置は禁止します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3-5) 置き看板、ディスプレイ類</p> <p>3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)</p> <p>3-5-2) 自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり室」の承認を得てください。その場合、一店舗1個を原則とし、高さ1.2m×幅45cm×奥行き45cm以内の可動式のもので、建物1階壁面から45cm以内での設置を守り、特定の期間設置されるものだけを可とします。承認を得ずに設置されたものは除却等の対象となります。(図9 置き看板等の位置・大きさ／参照)</p>	<p>3-5-2) 自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり室」の承認を得てください。その場合、一店舗1個を原則とし、高さ1.2m×幅45cm×奥行き45cm以内の可動式のもので、建物1階壁面から45cm以内での設置を守り、特定の期間設置されるものだけを可とします。承認を得ずに設置されたものは除却等の対象となります。(図9 置き看板等の位置・大きさ／参照)</p>
<p>3-6) のぼり</p> <p>のぼりの設置は禁止とします。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3-7) 窓貼広告・ポスター類</p> <p>1㎡を越える窓貼広告・ポスター類の掲出は、原則として禁止します。</p>	<p>3-7) 窓貼広告・ポスター類</p> <p>1㎡を越える窓貼広告・ポスター類の掲出は、<del>原則として</del>禁止します。</p>
<p>3-8) 映像装置類</p> <p>映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは、原則として禁止します。</p>	<p>3-8) 映像装置類</p> <p>映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは、<del>原則として</del>禁止します。</p>
<p>3-9) 2階以上の店舗への誘導</p> <p>2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。(図10 2階以上の店舗への誘導／参照)</p>	<p>変更なし</p>
<p>3-10) テント・日除け類</p> <p>テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3-11) 自動販売機</p> <p>自動販売機は、元町通りおよび元町通りに直行する通りに面して設置することを禁止します。</p>	<p>変更なし</p>

■本文[第 4 道路及び歩道の取り壊し等について]

現行	改定案
4-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。	変更なし
4-2) 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。	変更なし
4-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。	変更なし

■本文(キャッチフレーズ) ホスピタリティあふれる街の醸成のために 元町商人スタイルの確立のために

■本文[第 5 道路及び歩道の使い方について]

現行	改定案
5-1) 店頭販売 5-1-1) 道路上を使用して店頭販売(ワゴンセール等)を行うことは原則として禁止します。 5-1-2) 自店舗販売商品と異なる商品をワゴン等で販売する、いわゆる「店頭貸し」は禁止とします。 5-1-3) 民地歩道上で店頭販売を行う場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」の承認を得てください。その場合、建物1階壁面から90cm以内での設置を守り、特定の期間設置するものだけを可とします。(図11 民地歩道上での販売等/参照)	変更なし
5-2) 占用物件(ベンチ、日除け等)等 道路法第32条1項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。	変更なし
5-3) 客寄せ販売 客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。 (「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」参照)	変更なし
5-4) ゴミ処理 各店舗から出る事業ゴミは、一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町エスエス会指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。	変更なし
5-5) 街路での荷捌き	変更なし



元町通りでの荷捌きは原則として禁止します。やむを得ず行う場合は、近隣の迷惑や歩行者の通行の妨げとならないよう、短時間で行ってください。	
---	--

■本文[第6 街路及び建物の美化について]

現行	改定案
6-1) 元町通りに植栽された街路樹やプラントボックスの花の手入れに協力しましょう。	変更なし
6-2) バルコニーや壁面、店舗範囲を花で飾り、道行く人に安らぎを与えましょう。また花木はいつもきれいに手入れしましょう。	変更なし
6-3) 自店舗前の歩車道の清掃は、原則として各店舗にて毎日行ってください。	変更なし
6-4) 落書きは放置せず、速やかな対応を心掛けましょう。	変更なし

■本文[第7 営業時間、定休日について]

現行	改定案
7-1) 営業時間 夜の賑わいを醸成するため、可能な限り午後8時まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は午前0時まで点灯してください。	7-1) 営業時間 夜の賑わいを醸成するため、 <b>可能な限り午後8時以降</b> まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は <b>可能な限り</b> 午前0時まで点灯してください。
7-2) 深夜営業 深夜 11 時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないよう心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。	変更なし
7-3) 定休日 可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。	変更なし

■本文[第8 街づくり推進への協力について]

現行	改定案
8-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者等は元町エスエス会へ入会し、街づくりへの協力をお願いします。	変更なし
8-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町エスエス会に入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。	変更なし

■本文[第9 防災について]

現行	改定案
地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。	変更なし

■本文[第10 その他]

現行	改定案
10-1) 空地・空きビル等 空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町エスエス会に報告し、近隣へ迷惑がかからないよう、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。	変更なし
10-2) 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮 10-2-1) 店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。 10-2-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保してください。	変更なし

■附則

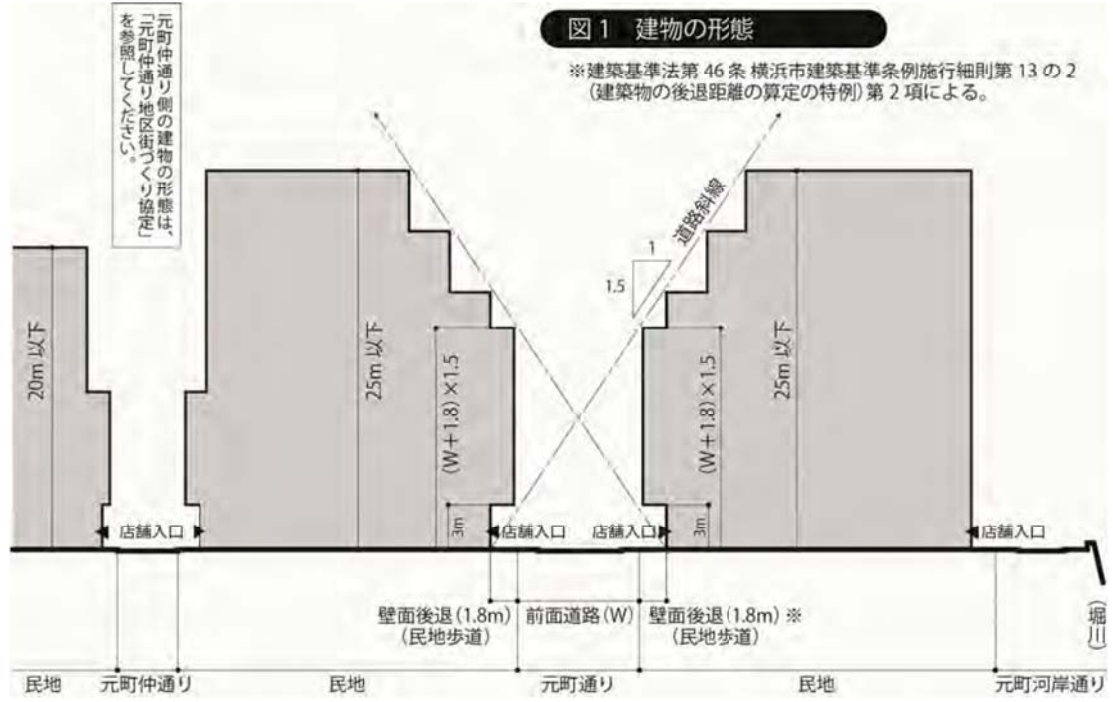
現行	改定案
本協定は「元町街づくり協定」として昭和60年8月10日より施行されました。 平成15年11月21日、「元町通り街づくり協定」と名称を変更の上、改定。平成16年1月1日より施行。 平成21年5月27日、一部改定。 平成27年3月10日、一部改定	令和3年10月13日、一部改定。

※従来の協定は右記サイトで確認できます。☞

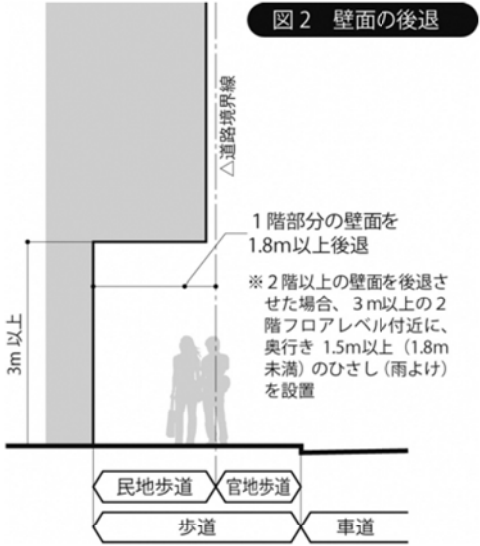
<https://www.motomachi.or.jp/about/>



※「図1 建物の形態」は、仲通り及び河岸通りとの関係を考慮し、全体が分かるような表現に変更しました。



**図2 壁面の後退**

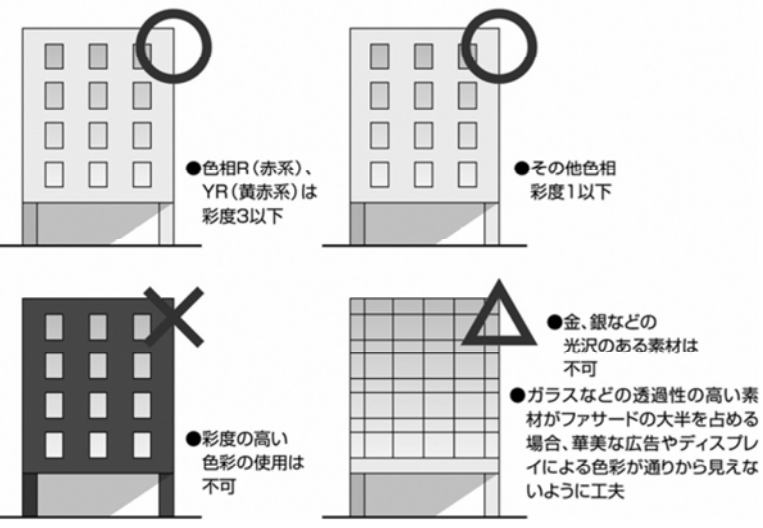


**図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限**

- マンセル表色系を基準として、色相がR(赤系)、YR(黄赤系)の場合、彩度2以下
  - その他の色相の場合、彩度1以下
- ※カラーチャートにて表示(予定)

**図4 外壁のデザイン・材質・色**

※実際はカラーにて表示(予定)



**図5 軒下看板の位置・大きさ**

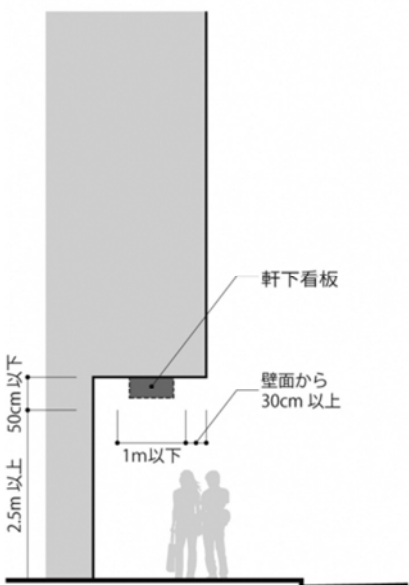


図6 袖看板等の位置・大きさ

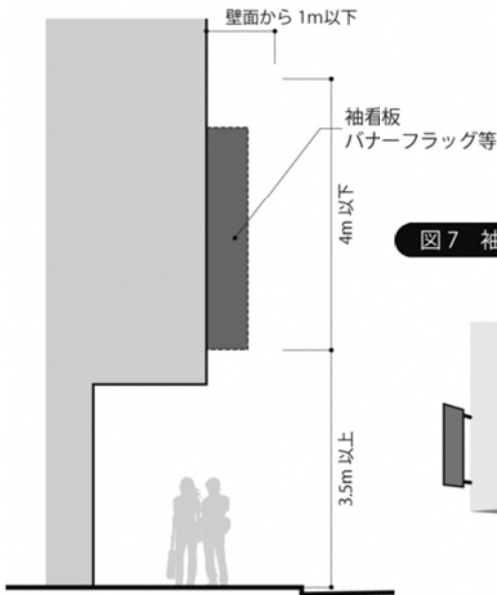


図7 袖看板等の掲示方法



図8 壁面看板の大きさ

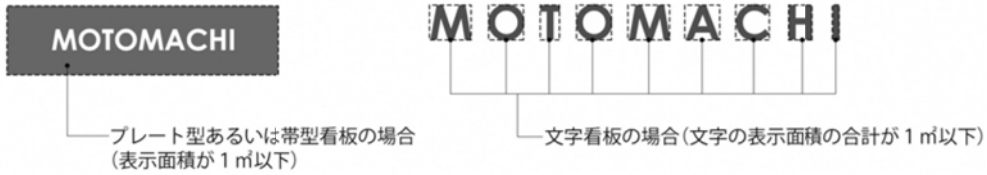


図9 置き看板等の位置・大きさ



図11 民地歩道上での販売等

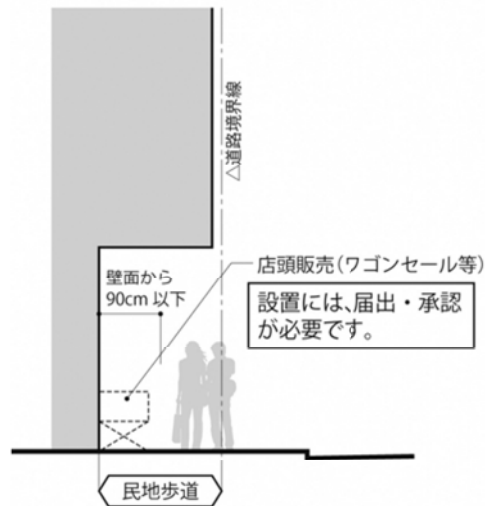
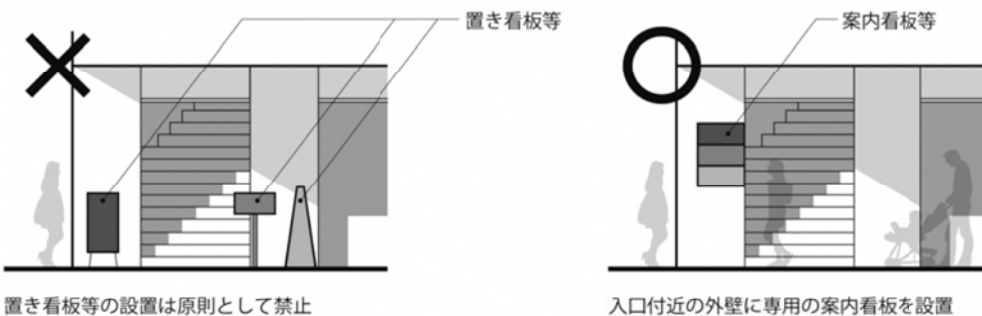


図10 2階以上の店舗への誘導



置き看板等の設置は原則として禁止

入口付近の外壁に専用の案内看板を設置

## 元町通り街づくり協定(改定案)【本文】

## ■タイトル

改定案
元町通り街づくり協定 策定・運用＝協同組合元町エスエス会・元町河岸通り会

## ■理念[第 1 街づくりの考え方]

改定案
<p>元町通りは、横浜開港以来の歴史あるショッピングストリートとして発展し、1950年代には全国に先駆けて壁面線後退による歩行者空間を創出して以来、街の歴史的価値を高め、そのホスピタリティを街並みによって現実のものとしてきました。</p> <p>社会情勢が大きく変化する中であっても、元町はこれまでも、そしてこれからも、人々の心に残る、オリジナリティ溢れる元町スタイルを継承しながら、先進的な商空間と上質なライフスタイルを発信して行きます。</p>

## ■理念[第 2 街づくりの基本方針]

改定案
<p>1 人の心に訴える美しい街並みの創造</p> <p>①本物志向で質の高い建物をつくり、個性的なファサードを連続させることによって、街並みそのものが元町の歴史的財産になるような街づくりを推進します。</p> <p>②壁面線後退によって生まれたアーケード空間を活かし、雨の日でも楽しく歩くことのできる街づくりを推進します。</p> <p>③周辺地域との協働により商業の面的な広がりを図り、回遊性を高める街づくりを推進します。</p> <p>④ライトアップを中心とした優しい照明を整備し、夜も賑わいある安全な街づくりを推進します。</p>
<p>2 ホスピタリティ溢れる街の醸成</p> <p>①物流の改善により、車との共存もできるバリアフリーを体現した街をつくります。</p> <p>②来街者のためのアメニティ施設や情報設備を充実させ、お客様が心地よく過ごすことのできる街をつくります。</p> <p>③花や樹木を活かし、季節感とうるおいのある街をつくります。</p> <p>④国際性豊かな地域環境の中で、訪れる人々に心からのおもてなしを行うとともに、ファッション文化の発信により元町ファンが育つ街をつくります。</p>
<p>3 元町商人スタイルの確立</p> <p>①元町でしか手にすることのできない商品やサービスを全ての店舗が提供することにより、オリジナリティ溢れる元町スタイルを目指します。</p> <p>②元町のブランドプロミスを守り、後継者の育成と元町商人としての人格形成に努めます。</p>

## ■理念[第 3 街づくりの推進組織]

改定案
<p>1 本協定を管轄する「協同組合元町エスエス会」（以下、元町エスエス会）は、街づくりの推進と「元町地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。</p>
<p>2 「街づくり委員会」は、元町エスエス会の理事より12名以内で構成します。</p>
<p>3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。</p>
<p>ア 本協定の内容および適用区域に関すること。</p>

イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。
ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。
エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要と認める事項に関すること。
4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、元町エスエス会の総会で決議することとします。
5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。

#### ■理念[第4 適用区域および対象]

改定案
1 本協定は、横浜市中区元町一丁目11番地先（みなとみらい線「元町・中華街」駅舎先）より五丁目196番地先までの元町通りおよび元町通りに直行する通りに面する区域内において適用されます。 また、本協定は、横浜市中区元町一丁目13番地先より五丁目191番地先までの元町河岸通りにおいても準用されます。
2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者等）を対象とします。
3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築および改修・改装等を行う場合は、元町エスエス会に届出を行った上、「街づくり委員会」の事前協議等を受けてください。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。
4 対象となる事業者等は、元町エスエス会に入会するとともに、街づくりの継続的發展のために、応分の費用負担をしてください。また、元町河岸通りに面している事業者等は、元町河岸通り会に入会してください。

#### ■本文(キャッチフレーズ) 人の心に訴える、美しい街並みを創造するために

#### ■本文[第1 建物の用途について]

改定案
[主旨・総則] 個性的な専門店の集積が元町らしさの基本です。楽しくショッピングのできる質の高い街並みの連続が、私たちの財産となります。
1-1) 共同住宅等 1-1-1) 共同住宅等において居住および事務用途以外で、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。（風俗営業法第2条第7、8項） 1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。 1-1-3) 共同住宅等の出入口は、元町通りに面して設置しないこととします。
1-2) ペットショップ 1-2-1) 騒音・におい等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。 1-2-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。
1-3) ホテル・旅館 風紀を乱す恐れのある営業形態のホテル・旅館は禁止します。（風俗営業法第2条第6項）
1-4) 金融店舗 消費者金融等の出店を禁止します。
1-5) 駐車場 元町通りに面する1階部分には、駐車場・駐輪場・車路の設置を禁止します。
1-6) その他 1-6-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある施設は禁止します。

1-6-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。

## ■本文[第2 建物の形態・意匠について]

改定案
<p>[主旨・総則]</p> <p>建物の新築・増改築および外壁やショーウィンドウの改修・改装等を行う場合、必ず元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p> <p>建物のコンセプトを明確にし、店舗の個性を最大限生かしつつ、街との調和を図り、本物志向の街「元町」を演出するデザインとしましょう。</p> <p>元町通りと元町河岸通りまたは元町仲通り双方に面する建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体の賑わいを考慮した形態としましょう。</p> <p>(図1 建物の形態/参照)</p>
<p>2-1) 建物の高さ</p> <p>2-1-1) 元町仲通りから元町河岸通り間の建物の高さは25m以下とします。(元町地区地区計画・元町仲通り街並み誘導地区地区計画・横浜市景観計画/参照) (図1 建物の形態/参照)</p> <p>2-1-2) 建物の各部分の高さは、前面道路(元町通り)反対側の境界線から当該建物の1階部分の後退距離に相当する距離だけ外側の線からの水平距離の1.5倍以下とし、通りの天空を確保できる形態とします。(図1 建物の形態/参照)</p>
<p>2-2) 壁面の後退</p> <p>2-2-1) 元町通りに面する建物の1階部分は壁面を後退させ、雨に濡れないで歩ける歩道を連続的に確保することとします。(図2 壁面の後退/参照)</p> <p>2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離1.8m以上、高さを3.0m以上とし、「民地歩道」として開放してください。民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売機や「街づくり委員会」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。(図2 壁面の後退/参照)</p> <p>2-2-3) 2階以上の建物の壁面を後退させた場合は、連続した軒下空間を確保するために、高さ3.0m以上の2階フロアレベル付近に、奥行き1.5m以上のひさし(雨よけ)を設置してください。(図2 壁面の後退/参照)</p>
<p>2-3) 外壁のデザイン・材質・色</p> <p>2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は図3、4の通りとします。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の素材を使用し、「街づくり室」の承認を得た場合はこの限りではありません。</p> <p>2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がはかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素材が外壁の大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫してください。</p> <p>2-3-3) コーポレートカラーや照明等については、街並みと調和するよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。(図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限/図4 外壁のデザイン・材質・色/別紙参照)</p>
<p>2-4) 1階の開口部の扱い</p> <p>2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるよう、工夫をしてください。</p> <p>2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。</p>
<p>2-5) 夜間照明</p> <p>2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。</p> <p>2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個性を楽しめるような工夫をしましょう。</p>
<p>2-6) 建物のスカイライン等</p>

<p>2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。</p> <p>2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類が見苦しいものにならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。</p>
<p>2-7) 建物のバリアフリー化</p> <p>2-7-1) 「横浜市福祉のまちづくり条例」に定められた基準を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。(横浜市福祉のまちづくり条例 参照)</p> <p>2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置など、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗としてください。</p>

### ■本文[第3 屋外広告物等について]

改定案
<p>[主旨・総則]</p> <p>屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町エスエス会へ届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p> <p>すべての屋外広告は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、ファッション文化の街にふさわしい専門店としての個性を十分に発揮したデザインを心がけましょう。</p> <p>歩行者から視認性の高い「軒下看板」のデザインを重視し、その他の屋外広告は控えめにすることで、街並みとの調和を図りましょう。</p> <p>建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p> <p>自店舗以外、あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告は禁止します。</p>
<p>3-1) 軒下看板</p> <p>3-1-1) 地上からの高さは2.5m以上、壁面からの後退寸法は30cm以上、上下寸法50cm×幅1m以内、厚みは可能な限り薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p> <p>3-1-2) 数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。(図5 軒下看板の位置・大きさ/参照)</p>
<p>3-2) 袖看板・バナーフラッグ等</p> <p>3-2-1) 地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅は壁面から1m以内、可能な限り小さく且つ薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。(図6 袖看板等の位置・大きさ/参照)</p> <p>3-2-2) 数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。(図7 袖看板等の掲示方法/参照)</p>
<p>3-3) 壁面看板</p> <p>3-3-1) 表示面積は1㎡以内とします。また、全面が発光する内照式の看板類は禁止します。(図8 壁面看板の大きさ/参照)</p> <p>3-3-2) 数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>
<p>3-4) 屋上看板</p> <p>屋上での屋外広告物の設置は禁止します。</p>
<p>3-5) 置き看板、ディスプレイ類</p> <p>3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)</p> <p>3-5-2) 自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、事前に元町エスエス会へ届出を行い、「街づくり室」の承認を得てください。その場合、一店舗1個とし、高さ1.2m×幅45cm×</p>



奥行き45 c m以内の可動式のもので、建物1階壁面から45 c m以内での設置を守り、特定の期間設置されるものだけを可とします。承認を得ずに設置されたものは除却等の対象となります。(図9 置き看板等の位置・大きさ/参照)
3-6) のぼり のぼりの設置は禁止とします。
3-7) 窓貼広告・ポスター類 1 m <sup>2</sup> を越える窓貼広告・ポスター類の掲出は禁止します。
3-8) 映像装置類 映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは禁止します。
3-9) 2階以上の店舗への誘導 2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。(図10 2階以上の店舗への誘導/参照)
3-10) テント・日除け類 テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。
3-11) 自動販売機 自動販売機は、元町通りおよび元町通りに直行する通りに面して設置することを禁止します。

#### ■本文[第4 道路及び歩道の取り壊し等について]

<b>改定案</b>
4-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。
4-2) 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。
4-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。

#### ■本文(キャッチフレーズ) ホスピタリティあふれる街の醸成のために 元町商人スタイルの確立のために

#### ■本文[第5 道路及び歩道の使い方について]

<b>改定案</b>
5-1) 店頭販売 5-1-1) 道路上を使用して店頭販売(ワゴンセール等)を行うことは原則として禁止します。 5-1-2) 自店舗販売商品と異なる商品をワゴン等で販売する、いわゆる「店頭貸し」は禁止とします。 5-1-3) 民地歩道上で店頭販売を行う場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」の承認を得てください。その場合、建物1階壁面から90 c m以内での設置を守り、特定の期間設置するものだけを可とします。(図11 民地歩道上での販売等/参照)
5-2) 占用物件(ベンチ、日除け等)等 道路法第32条1項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。
5-3) 客寄せ販売 客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。(「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」参照)
5-4) ゴミ処理 各店舗から出る事業ゴミは、一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町エスエス会指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。

5-5) 街路での荷捌き

元町通りでの荷捌きは原則として禁止します。やむを得ず行う場合は、近隣の迷惑や歩行者の通行の妨げとならないよう、短時間で行ってください。

■本文[第 6 街路及び建物の美化について]

改定案

6-1) 元町通りに植栽された街路樹やプラントボックスの花の手入れに協力しましょう。

6-2) バルコニーや壁面、店舗範囲を花で飾り、道行く人に安らぎを与えましょう。また花木はいつもきれいに手入れしましょう。

6-3) 自店舗前の歩車道の清掃は、原則として各店舗にて毎日行ってください。

6-4) 落書きは放置せず、速やかな対応を心掛けましょう。

■本文[第 7 営業時間、定休日について]

改定案

7-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、午後 7 時以降まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウインドウ内の照明は可能な限り午前 0 時まで点灯してください。

7-2) 深夜営業

深夜 11 時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないよう心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。

7-3) 定休日

可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

■本文[第 8 街づくり推進への協力について]

改定案

8-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者等は元町エスエス会へ入会し、街づくりへの協力をお願いします。

8-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町エスエス会に入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。

■本文[第 9 防災について]

改定案

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。

■本文[第 10 その他]

改定案

10-1) 空地・空きビル等

空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町エスエス会に報告し、近隣へ迷惑がかからないよう、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。

10-2) 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮

10-2-1) 店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。

10-2-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保してください。

## ■附則

### 改定案

本協定は「元町街づくり協定」として昭和60年8月10日より施行されました。  
平成15年11月21日、「元町通り街づくり協定」と名称を変更の上、改定。平成16年1月1日より施行。  
平成21年5月27日、一部改定。  
平成27年3月10日、一部改定  
令和3年10月13日、一部改定

※従来の協定は右記サイトで確認できます。☞

<https://www.motomachi.or.jp/about/>



## 元町通り街づくり協定

策定・運用 協同組合元町エスエス会

### 街づくりの理念

#### 第1 街づくりの考え方

元町通りは、横浜開港以来の歴史あるショッピングストリートとして発展し、1950年代には全国に先駆けて壁面線後退による歩行者空間を創出し（第1期街づくり）、1980年代に歩車道整備による歩車共存を実現（第2期街づくり）、2000年代初頭には横浜の商業の面的な広がりを見据えた街並みの整備を実施するなど（第3期街づくり）、街のホスピタリティを街並みによって現実のものとしてきました。

元町はこれまでも、そしてこれからも、人々の心に残る、オリジナリティ溢れる元町スタイルを確立し、発信して行きます。

#### 第2 街づくりの基本方針

- 1 人の心に訴える美しい街並みの創造
  - ①本物志向で質の高い建物をつくり、個性的なファサードを連続させることによって、街並みそのものが元町の歴史的財産になるような街づくりを推進します。
  - ②壁面線後退によって生まれたアーケード空間を活かし、雨の日でも楽しく歩くことのできる街づくりを推進します。
  - ③周辺地域との協働により商業の面的な広がりを作り、回遊性を高める街づくりを推進します。
  - ④ライトアップを中心とした優しい照明を整備し、夜も賑わいある安全な街づくりを推進します。
- 2 ホスピタリティ溢れる街の醸成
  - ①物流の改善により、車との共存もできるバリアフリーを体現した街をつくります。
  - ②来街者のためのアメニティ施設や情報設備を充実させ、お客様が心地よく過ごすことのできる街をつくります。
  - ③花や樹木を活かし、季節感とうるおいのある街をつくります。
  - ④国際性豊かな地域環境の中で、訪れる人々に心からのおもてなしを行うとともに、ファッション文化の発信により元町ファンが育つ街をつくります。
- 3 元町商人スタイルの確立
  - ①元町でしか手にすることのできない商品やサービスを全ての店舗が提供することにより、オリジナリティ溢れる元町スタイルを目指します。

- ②元町のブランドプロミスを守り、後継者の育成と元町商人としての人格形成に努めます。

#### 第3 街づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する「協同組合元町エスエス会」（以下、元町エスエス会）は、街づくりの推進と「元町地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために「街づくり室」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。
- 2 「街づくり室」は、元町エスエス会の理事より12名以内で構成します。
- 3 「街づくり室」は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。
- ア 本協定の内容および適用区域に関すること。
- イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。
- ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。
- エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要と認める事項に関すること。
- 4 本協定の改定は、「街づくり室」が改定案をまとめ、元町エスエス会の総会で決議することとします。
- 5 「街づくり室」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
- 6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり室」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
- 7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。

#### 第4 適用区域および対象

- 1 本協定は、横浜市中区元町一丁目11番地先（みなとみらい線「元町・中華街」駅舎先）より五丁目196番地先までの元町通りおよび元町通りに直行する通りに面する区域内において適用されます。また、本協定は、横浜市中区元町一丁目13番地先より五丁目191番地先までの元町河岸通りにおいても準用されます。
- 2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者等）を対象とします。

- 3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築および改修・改装等を行う場合は、元町エスエス会に届出を行った上、「街づくり室」の事前協議等を受けてください。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。
- 4 対象となる事業者等は、元町エスエス会に入会するとともに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担をしてください。また、元町河岸通りに面している事業者等は、元町河岸通り会に入会してください。

## 街づくり協定(本文)

人の心に訴える、美しい街並みを創造するために

### 第1 建物の用途について

[主旨・総則]

個性的な専門店の集積が元町らしさの基本です。楽しくショッピングのできる質の高い街並みの連続が、私たちの財産となります。

#### 1-1) 共同住宅等

1-1-1) 共同住宅等において居住および事務用途以外で、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。(風俗営業法第2条第7、8項)

1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。

1-1-3) 共同住宅等の出入口は、元町通りに面して設置しないこととします。

#### 1-2) ペットショップ

1-2-1) 騒音・におい等、近隣への迷惑とならな

いよう配慮してください。

1-2-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。

#### 1-3) ホテル・旅館

風紀を乱す恐れのある営業形態のホテル・旅館は禁止します。(風俗営業法第2条第6項)

#### 1-4) 金融店舗

消費者金融等の出店を禁止します。

#### 1-5) 駐車場

元町通りに面する1階部分には、駐車場・駐輪場・車路の設置を禁止します。

#### 1-6) その他

1-6-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある施設は禁止します。

1-6-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり室」と協議し、必要な措置をとることとします。

### 第2 建物の形態・意匠について

[主旨・総則]

建物の新築・増改築および外壁やショーウィンドウの改修・改装等を行う場合、必ず元町エスエス会に届出を行い、「街づくり室」と協議の上、承認を得てください。

建物のコンセプトを明確にし、店舗の個性を最大限生かしつつ、街との調和を図り、本物志向の街「元町」を演出するデザインとしましょう。

元町通りと元町河岸通りまたは元町仲通り双方に面する建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体の賑わいを考慮した形態としましょう。

(図1 建物の形態/参照)



## 2-1) 建物の高さ

2-1-1) 元町仲通りから元町河岸通り間の建物の高さは25m以下とします。(元町地区地区計画・元町仲通り街並み誘導地区地区計画・山手景観要綱/参照) (図1 建物の形態/参照)

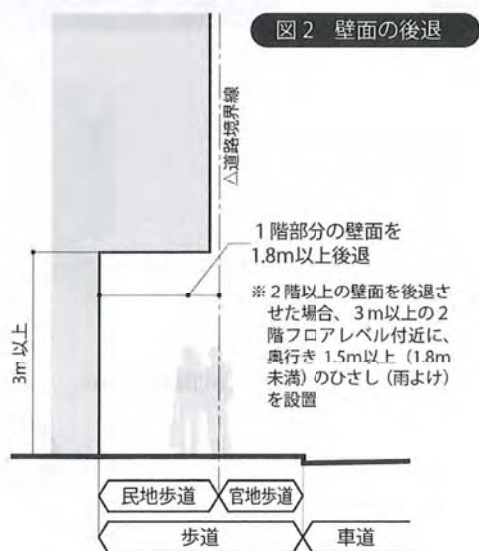
2-1-2) 建物の各部分の高さは、元町通りの天空を確保できる形態とします。(図1 建物の形態/参照)

## 2-2) 壁面の後退

2-2-1) 元町通りに面する建物の1階部分は壁面を後退させ、雨に濡れないで歩ける歩道を連続的に確保することとします。(図2 壁面の後退/参照)

2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離1.8m以上、高さを3.0m以上とし、「民地歩道」として開放してください。民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売機や「街づくり室」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。(図2 壁面の後退/参照)

2-2-3) 2階以上の建物の壁面を後退させた場合は、連続した軒下空間を確保するために、高さ3.0m以上の2階フロアレベル付近に、奥行き1.5m以上のひさし(雨よけ)を設置してください。(図2 壁面の後退/参照)



## 2-3) 外壁のデザイン・材質・色

2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は図3、4の通りとします。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の素材を使用し、「街づくり室」の承認を得た場合はこの限りではありません。

2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がはかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素材が外壁の大半を

占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫してください。

2-3-3) ナショナルチェーン店のコーポレートカラーや照明等については、街並みと調和するよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり室」の指導に従ってください。(図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限/図4 外壁のデザイン・材質・色/別紙参照)

## 2-4) 1階の開口部の扱い

2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるように、工夫をしてください。

2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。

## 2-5) 夜間照明

2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。

2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個性を楽しめるような工夫をしましょう。

## 2-6) 建物のスカイライン等

2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。

2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類が見苦しいものにならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。

## 2-7) 建物のバリアフリー化

2-7-1) 「横浜市福祉のまちづくり条例」に定められた基準を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。(横浜市福祉のまちづくり条例 参照)

2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置など、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗としてください。

## 第3 屋外広告物等について

### [主旨・総則]

屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町エスエス会へ届出を行い、「街づくり室」と協議の上、承認を得てください。

すべての屋外広告物は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、ファッション文化の街にふさわしい専門店としての個性を十分に発揮したデザインを心がけましょう。

歩行者から視認性の高い「軒下看板」のデザインを重視し、その他の屋外広告物は控えめにする事で、街並みとの調和を図りましょう。

建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

自店舗以外、あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告は禁止します。

### 3-1) 軒下看板

3-1-1) 地上からの高さは2.5m以上、壁面からの後退寸法は30cm以上、上下寸法50cm×幅1m以内、厚みは可能な限り薄いものとします。

3-1-2) 数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり室」と協議することとします。(図5 軒下看板の位置・大きさ)

大きさ/参照)

### 3-2) 袖看板・バナーフラッグ等

3-2-1) 地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅は壁面から1m以内、厚みは可能な限り薄いものとします。(図6 袖看板等の位置・大きさ/参照)

3-2-2) 数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり室」と協議することとします。(図7 袖看板等の掲示方法/参照)

### 3-3) 壁面看板

3-3-1) 表示面積は1㎡以内とします。(図8 壁面看板の大きさ/参照)

3-3-2) 数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり室」と協議することとします。

### 3-4) 屋上看板

屋上での屋外広告物の設置は禁止します。

### 3-5) 置き看板、ディスプレイ類

3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)

図5 軒下看板の位置・大きさ

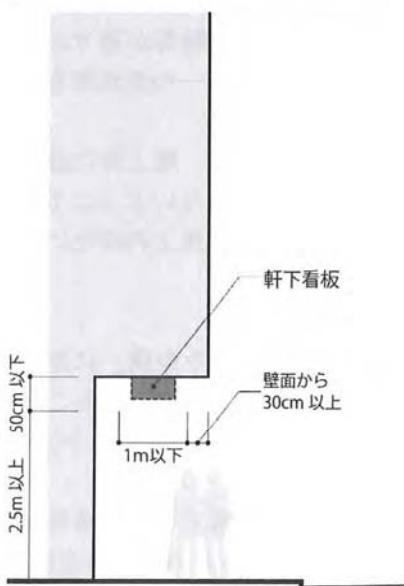


図6 袖看板等の位置・大きさ

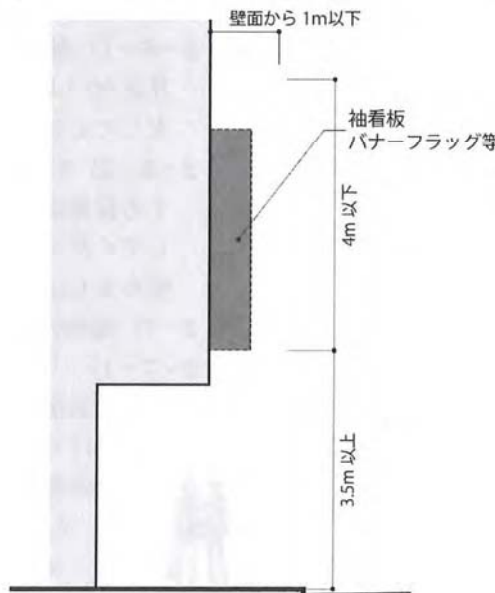


図7 袖看板等の掲示方法



図8 壁面看板の大きさ



プレート型あるいは帯型看板の場合  
(表示面積が1㎡以下)



文字看板の場合(文字の表示面積の合計が1㎡以下)

3-5-2) 自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり室」の承認を得てください。その場合、一店舗1個を原則とし、高さ1.2m×幅45cm×奥行き45cm以内の可動式のもので、建物1階壁面から45cm以内での設置を守り、特定の期間設置されるものだけを可とします。承認を得ずに設置されたものは除却等の対象となります。(図9 置き看板等の位置・大きさ/参照)

3-6) のぼり

のぼりの設置は禁止とします。

3-7) 窓貼広告・ポスター類

1㎡を越える窓貼広告・ポスター類の掲出は、原則として禁止します。

3-8) 映像装置類

映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは、原則として禁止します。

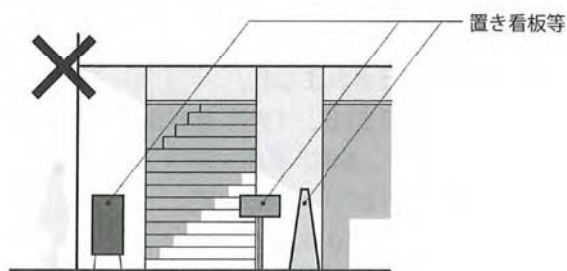
3-9) 2階以上の店舗への誘導

2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。(図10 2階以上の店舗への誘導/参照)

図9 置き看板等の位置・大きさ



図10 2階以上の店舗への誘導



置き看板等の設置は原則として禁止

3-10) テント・日除け類

テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。

3-11) 自動販売機

自動販売機は、元町通りおよび元町通りに直行する通りに面して設置することを禁止します。

#### 第4 道路及び歩道の取り壊し等について

4-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり室」と協議の上、承認を得てください。

4-2) 「街づくり室」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。

4-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。

ホスピタリティあふれる街の醸成のために  
元町商人スタイルの確立のために

#### 第5 道路及び歩道の使い方について

5-1) 店頭販売

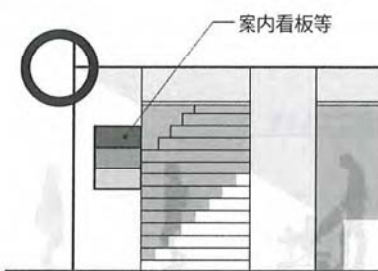
5-1-1) 道路上を使用して店頭販売(ワゴンセール等)を行うことは原則として禁止します。

5-1-2) 自店舗販売商品と異なる商品をワゴン等で販売する、いわゆる「店頭貸し」は禁止とします。

5-1-3) 民地歩道上で店頭販売を行う場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり室」の承認を得てください。その場合、建物1階壁面から90cm以内での設置を守り、特定の期間設置するものだけを可とします。(図11 民地歩道上での販売等/参照)

5-2) 占用物件(ベンチ、日除け等)等

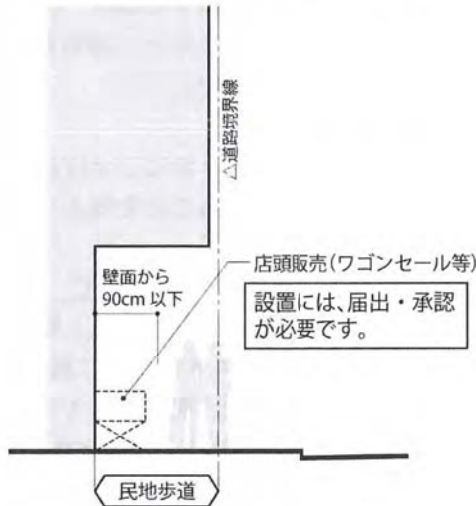
道路法第32条1項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり室」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、



入口付近の外壁に専用の案内看板を設置



図 11 民地歩道上での販売等



除却等の対象となります。

#### 5-3) 客寄せ販売

客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。  
〔神奈川県生活環境の保全等に関する条例〕「横浜市生活環境の保全等に関する条例」参照

#### 5-4) ゴミ処理

各店舗から出る事業ゴミは、一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町エスエス会指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。

#### 5-5) 街路での荷捌き

元町通りでの荷捌きは原則として禁止します。やむを得ず行う場合は、近隣の迷惑や歩行者の通行の妨げとならないよう、短時間で行ってください。

### 第6 街路及び建物の美化について

- 6-1) 元町通りに植栽された街路樹やプラントボックスの花の手入れに協力しましょう。
- 6-2) バルコニーや壁面、店舗範囲を花で飾り、道行く人に安らぎを与えましょう。また花木はいつもきれいに手入れしましょう。
- 6-3) 自店舗前の歩車道の清掃は、原則として各店舗にて毎日行ってください。
- 6-4) 落書きは放置せず、速やかな対応を心掛けましょう。

### 第7 営業時間、定休日について

#### 7-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、可能な限り午後8時まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内

の照明は午前0時まで点灯してください。

#### 7-2) 深夜営業

深夜 11 時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないよう心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。

#### 7-3) 定休日

可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

### 第8 街づくり推進への協力について

8-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者等は元町エスエス会へ入会し、街づくりへの協力をお願いします。

8-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町エスエス会に入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。

### 第9 防災について

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。

### 第10 その他

#### 10-1) 空地・空きビル等

空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町エスエス会に報告し、近隣へ迷惑がかからないよう、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。

#### 10-2) 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮

10-2-1) 店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。

10-2-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保してください。

### 附則

本協定は「元町街づくり協定」として昭和60年8月10日より施行されました。

平成15年11月21日、「元町通り街づくり協定」と名称を変更の上、改定。平成16年1月1日より施行。

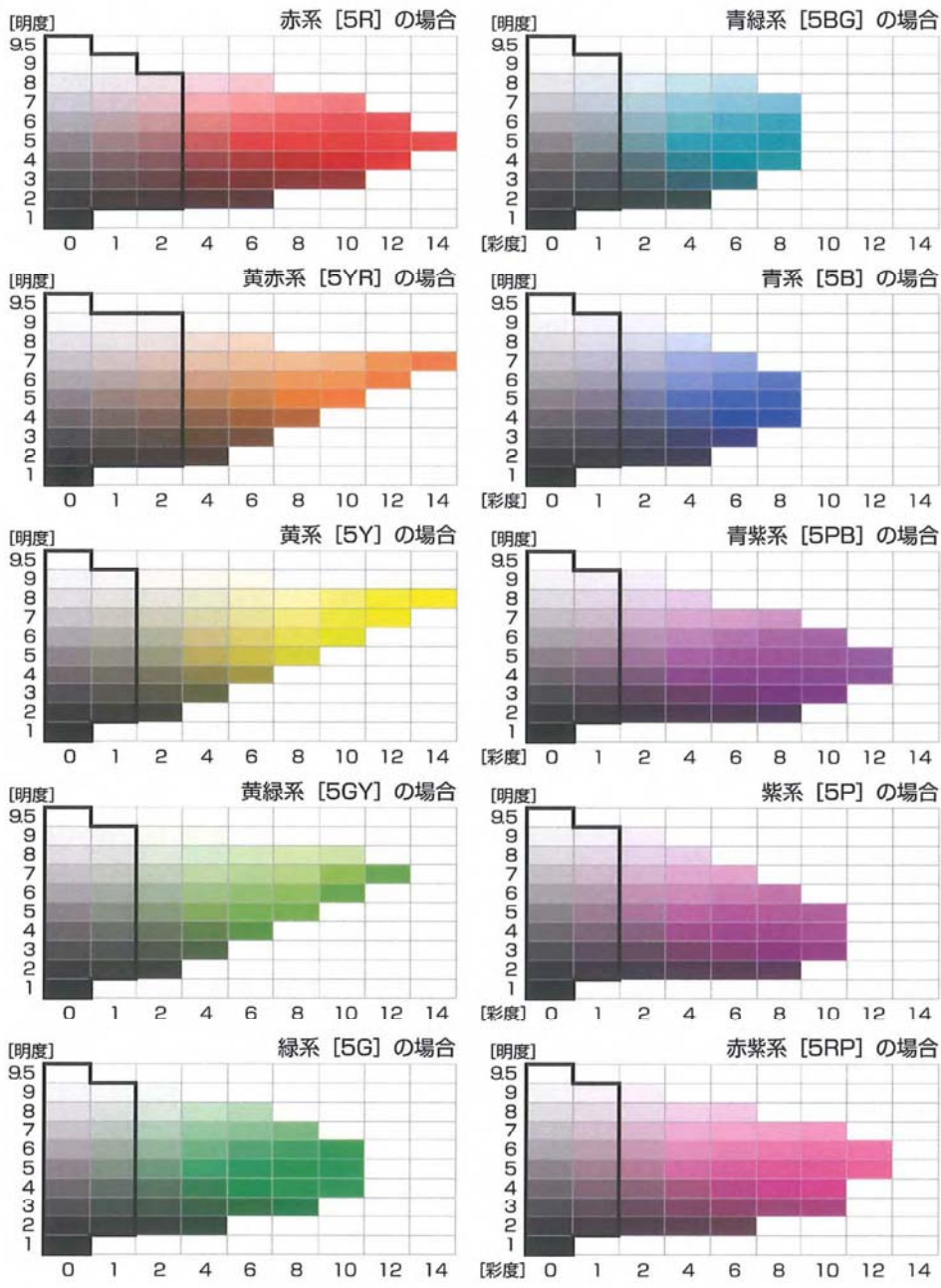
平成21年5月27日、一部改定。

平成27年3月10日、一部改定。

図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限

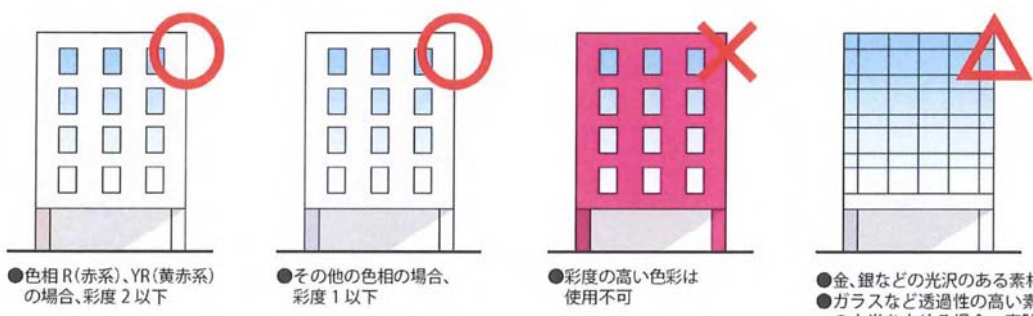
使用できる色彩の範囲… 

- マンセル表色系を基準として、色相がR(赤系)、YR(黄赤系)の場合、彩度2以下
- その他の色相の場合、彩度1以下



※上記のカラーチャートは、マンセル表色系の基本10色を参考として示したものです。

図4 外壁のデザイン・材質・色



- 色相 R(赤系)、YR(黄赤系)の場合、彩度2以下
- その他の色相の場合、彩度1以下
- 彩度の高い色彩は使用不可
- 金、銀などの光沢のある素材は不可
- ガラスなど透過性の高い素材が外壁の大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫

地域まちづくりルール認定変更申出書

令和 3 年 10 月 7 日

(申出先)  
横浜市長

地域まちづくり組織の名称  
商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート  
申出者 代表者住所 [REDACTED]  
代表者氏名 理事長 依知川 光明  
代表者電話番号 [REDACTED]

地域まちづくりルールとしての認定の変更を受けたいので、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

(変更前)	(変更後)
元町仲通り地区街づくり協定 (別添改定案のとおり)	元町仲通り地区街づくり協定 (別添改定案のとおり)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更内容を証する書類のみ添付してください。
- (1) 地域まちづくりルールに係る運用計画書
  - (2) 活動実績書
  - (3) 地域住民等への地域まちづくりルールの策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
  - (4) 地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この申出に基づき、地域まちづくりルールとしての認定の変更をした場合は、その旨を公表します。

(A4)

## 元町仲通り地区街づくり協定(改定案)

青地=削除 赤字=追記

## ■タイトル

現行	改定案
元町仲通り地区街づくり協定 策定・運用＝商店街振興組合元町クラフトマンシ ップ・ストリート	変更なし

## ■理念(キャッチフレーズ) 職商人と食商人の街 600メートル・クラフトマンシップ・ストリート

## ■理念[第1 街づくりの考え方]

現行	改定案
<p>元町仲通り地区は、恵まれた歴史や文化を身近な遺産として残し、訪れる人々に様々な発見や体験、夢や感動を与え、また住むことにプライドのもてる街づくりを目指します。</p> <p>歩きながら、おしゃべりしながら、店先を眺めたり、お茶を飲んだり、犬や猫が横切り、草花の香りや美味しそうな食べ物の匂いが漂う、五感に訴える楽しくふれあいのある通りを実現します。</p> <p>確かな手の技を持つこだわりのお店、長く住み続ける人々、通りで暮らす様々な人々の生き生きとした個性が、趣と魅力ある600メートルの街並みをつくり、育て、守っていきます。</p>	変更なし

## ■理念[第2 街づくりの基本方針]

現行	改定案
街づくりの目標を実現するために、まちの人々の理解と協力のもと、以下の基本方針に基づき、街づくりを積極的に推進します。	変更なし
1 歴史・文化と地理的条件を生かし、急激に変化させることなく、ゆっくりと成熟し、将来、街並みそのものが財産となるような街づくり。	変更なし
2 職と住が共存し、人々の息遣いが昼夜感じられる街づくり。	変更なし
3 本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街づくり。	変更なし
4 快適で親近感あふれる歩行空間と、個性的でありながら調和のとれた街並みを形成する建物によりつくられる街づくり。	変更なし

## ■理念[第3 街づくりの推進組織]

現行	改定案
1 本協定を管轄する「商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート」(以下、元町CS)は、街づくりの推進と「元町仲通り地区街並み誘導地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な	変更なし

運用を図るために「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。	
2 「街づくり委員会」は、元町CSの理事より9名以内で構成し、委員長は理事長が指名します。	変更なし
3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。 ア 本協定の内容および適用区域に関すること。 イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。 ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。 エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要とする事項に関すること。	変更なし
4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、元町CSの総会で決議することとします。	変更なし
5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。	変更なし
6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。	変更なし
7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。	変更なし

#### ■理念[第4 適用区域および対象]

現行	改定案
1 本協定は、横浜市中区元町一丁目33番地先より五丁目214番地先までの別添の適用区域図の区域において適用されます。	変更なし
2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者等）を対象とします。	変更なし
3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築、改修・改装等を行う場合は「街づくり委員会」に事前協議等の届け出を行うものとします。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。	変更なし
4 対象となる事業者は、元町CSに入会するとともに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担をしてください。	変更なし

■本文(キャッチフレーズ) 街並みそのものが財産となるように

■本文[第1 建物の用途について]

現行	改定案
<p>[主旨・総則] 元町の特性を生かし、クラフトマンシップ・ストリートにふさわしい街づくりを推進するために、極力、物販・飲食・サービス・手づくり工房の用途としてください。</p>	変更なし
<p>1-1) 共同住宅等 1-1-1) 共同住宅等において居住および事務用途以外で、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。(風俗営業法第2条第7、8項) 1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。</p>	変更なし
<p>1-2) 駐車場 1-2-1) 連続した商業の街並みを目指し、通過車両の進入を少なくし、歩行者の安全性を確保するために、元町仲通り、水屋敷通り、汐汲坂通りの通りに面した月極駐車場、時間貸駐車場の設置は原則として禁止します。 1-2-2) 遊休地の有効利用として駐車場を設置する場合、同地に建築行為を行うまでの暫定利用であることを条件に容認することがあります。その場合は月極駐車場とし、時間貸駐車場は禁止します。また、地面は舗装し、垣・フェンスや屋根等の工作物を設ける場合は、道路境界線より0.5m以上後退して設置してください。 1-2-3) 本協定の適用区域内における駐車場対策については、行政および関連する組織等と協議することとします。</p>	変更なし
<p>1-3) スーパーマーケット 元町仲通り側を荷捌きの用途のみとせず、個性あるファサードにしてください。</p>	変更なし
<p>1-4) ペットショップ 1-4-1) 騒音・臭い等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。 1-4-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。</p>	変更なし
<p>1-5) その他 1-5-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある用途は禁止します。 1-5-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。</p>	変更なし

■本文[第2 建物の形態・意匠について]

現行	改定案
[主旨・総則]	変更なし

<p>建物を新設あるいは外壁やショーウィンドウの改修・改修等を行う場合、必ず元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p> <p>建物の考え方や街へのメッセージを明示したデザインとしましょう。また、元町仲通りと元町通り双方に面した建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体のにぎわいを考慮した形態としましょう。</p>	
<p>2-1) 建物の高さ・壁面の位置</p> <p>元町仲通りに面する建物の建てられる範囲は、図1に定めた通りとします。また、道路境界線の地盤面を基準とした高さ10.5m以下の範囲は、街並みの連続性を考慮し、壁面後退部分を可能な限り揃えてください。(図1 建物の形態/参照)</p>	変更なし
<p>2-2) 1階部分の壁面等の再後退</p> <p>2-2-1) 元町仲通りに面する建物は、将来、連続した歩道空間を確保するために、1階部分の壁面を後退させることとします。</p> <p>2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離を、元町通り側1.5m以上、山手側1.0m以上、高さを3.0m以上とし、舗装材を滑りにくい素材とした上で、「民地歩道」として開放してください。また、民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売機や「街づくり委員会」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。</p>	変更なし
<p>2-3) 外壁のデザイン・材質・色</p> <p>2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は「元町通り街づくり協定」に準じます。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の素材を使用し、「街づくり委員会」の承認を得た場合はこの限りではありません。</p> <p>2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がはかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素材がファサードの大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫してください。</p> <p>2-3-2) ナショナルチェーン店のコーポレートカラーや照明等については、街との調和に配慮できるよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。</p>	2-3-3) ナショナルチェーン店のコーポレートカラーや照明等については、街並みと調和するよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。
<p>2-4) 1階の開口部の扱い</p> <p>2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるよう、工夫をしてください。</p>	変更なし

<p>2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。</p>	
<p>2-5) 夜間照明  2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色系を推奨し、その照度は80～100ルクスとします。  2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個性を楽しめるような工夫をしましょう。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2-6) 建物のスカイライン等  2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。  2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類が見苦しいものにならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2-7) 建物のバリアフリー化  2-7-1) 「横浜市福祉のまちづくり条例」における基準を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。(横浜市福祉のまちづくり条例 参照)  2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置等、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗としてください。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2-8) 建物への電気・通信設備等の配線引き込み等  元町仲通りでは、通りの修景を図るために、電線及び電柱に共架されている有線放送、ケーブルテレビ、その他通信設備の配線が通りを横断することを禁止します。但し、交差点部分においてはこの限りではありません。  元町仲通りに面する建物で、元町仲通りの対岸から配線の引き込みが必要な場合でも、必ず交差点を経由する迂回配線を行うように、電気・通信事業者に申し送りをしてください。</p>	<p>変更なし</p>

■本文[第3 屋外広告物等について]

現行	改定案
<p>[主旨・総則]  屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町CSへ届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p>	<p>変更なし</p>



<p>クラフトマンシップ・ストリートとしての特色を創出するために、店舗の個性を活かした「絵看板」の設置を推進します。また、すべての屋外広告物は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、個性的なデザインを心がけましょう。</p> <p>建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p> <p>自店舗以外あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告物は禁止します。(図2 屋外広告物等の位置・大きさ/参照)</p>	
<p>3-1) 袖看板・バナーフラッグ等</p> <p>地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅を壁面から50cm以内、厚みは可能な限り薄いものとします。</p> <p>数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>	<p>3-1) 袖看板・バナーフラッグ等</p> <p>地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅を壁面から50cm以内、<b>厚みは可能な限り小さく且つ</b>薄いものとします。<b>また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</b></p> <p>数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>
<p>3-2) 軒下看板</p> <p>地上からの高さは2.5m以上とします。数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>	<p>3-2) 軒下看板</p> <p>地上からの高さは2.5m以上とします。<b>また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</b></p> <p>数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>
<p>3-3) 壁面看板</p> <p>表示面積は1㎡以内とし、数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします</p>	<p>3-3) 壁面看板</p> <p>表示面積は1㎡以内とします。<b>また、全面が発光する内照式の看板類は禁止します。(図3 壁面看板の大きさ/参照)</b></p> <p>数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします</p>
<p>3-4) 屋上看板/屋上看板の設置は禁止します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3-5) 置き看板、ディスプレイ類</p> <p>道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。</p>	<p>3-5) 置き看板、ディスプレイ類</p> <p><b>3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)</b></p> <p><b>3-5-2) 自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、一店舗1個とし、高さ1.2m×幅45cm×奥行き45cm以内の可動式のもので、建物1階壁面から45cm以内とします。</b></p>
<p>3-6) のぼり/のぼりの設置は可能な限りやめましょう。</p>	<p>変更なし</p>

3-7) 窓貼広告、ポスター類/1㎡を越える窓貼広告、ポスター類の掲示は、原則として禁止します。	3-7) 窓貼広告、ポスター類/1㎡を越える窓貼広告、ポスター類の掲示は、 <del>原則として</del> 禁止します。
3-8) 映像装置類/映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは原則として禁止します。	3-8) 映像装置類/映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは <del>原則として</del> 禁止します。
3-9) 2階以上の店舗への誘導 2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。	変更なし
3-10) テント・日除け類 テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。	変更なし

#### ■本文[第4 屋上及び街路の緑化について]

現行	改定案
屋上の緑化に努め、壁面や街路は花で飾り、道行く人々に心の安らぎを与えましょう。	変更なし

#### ■本文[第5 道路及び歩道の取り壊し等について]

現行	改定案
5-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。	変更なし
5-2) 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。	変更なし
5-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。	変更なし

#### ■本文[第6 自動販売機・お客様利便施設等について]

現行	改定案
6-1) 自動販売機の設置 6-1-1) 民地歩道部分での自動販売機の設置は禁止します。その他の場所で設置する場合は、通りに対して見苦しくないものにし、騒音やゴミの散乱に配慮してください。 6-1-2) 有害図書の販売機の設置は禁止します。	変更なし
6-2) ベンチ等お客様利便施設の設置 歩行空間を除く民地側で余裕のある店舗は、ベンチ・テーブル等の設置をお願いします。	変更なし

#### ■本文(キャッチフレーズ) 職と住が共存し、人のぬくもりを感じる街にするために

#### ■本文[第7 オーナーが住むこと]

現行	改定案
元町仲通り地区は住むことと、商うことの共生を目指した街づくりを進めています。オーナーは可能	変更なし

な限り所有する建物へ住むようにしましょう。	
-----------------------	--

■本文[第 8 迷惑行為の禁止と注意する義務について]

現行	改定案
8-1-1) 騒音、臭い等近隣への迷惑とならないようにしましょう。特に飲食店舗は排気フィルター等の設置をしましょう。	変更なし
8-2) 店頭販売（ワゴンセール等）は、歩行者や車両の通行の妨げになる場合は禁止とします。	変更なし
8-3) 客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。（「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」参照）	変更なし
8-4) 目に余る迷惑行為があった場合は必ず注意しましょう。	変更なし

■本文[第 9 営業時間、定休日、深夜営業について]

現行	改定案
9-1) 営業時間 夜の賑わいを醸成するため、可能な限り午後 8 時まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は午前 0 時まで点灯してください。	9-1) 営業時間 夜の賑わいを醸成するため、 <b>可能な限り午後 8 時以降</b> まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は <b>可能な限り</b> 午前 0 時まで点灯してください。
9-2) 深夜営業 深夜 11 時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民等に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないことを心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。	変更なし
9-3) 定休日 可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。	変更なし

■本文(キャッチフレーズ) 本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街にするために

■本文[第 10 クラフトマンシップの店づくりを目指して]

現行	改定案
オリジナル性や創造性を持ち、質の高い商品と心のこもったサービスを提供できる店づくりをしましょう。	変更なし

■本文[第 11 通りに対してオープンな店づくりを]

現行	改定案
道ゆく人々に店の主張を表現できる店がまえとし、店主とお客様との会話が出来る店づくりをしま	変更なし

しょう。	
------	--

■本文[第 12 つくることを見せる店づくりを]

現行	改定案
ものづくりのお店は、1階部分につくり手が見える店づくりをしましょう。	変更なし

■本文(キャッチフレーズ) 街をつくり、育て、守っていくために

■本文[第 13 街をつくり、育て、守っていくこと]

現行	改定案
13-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者はもちろんのこと、地権者、建物所有者なども元町CSへ入会し、街づくりへの協力をお願いします。	変更なし
13-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町CSに入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。	変更なし

■本文[第 14 街路及び建物の美化を]

現行	改定案
14-1) 自店舗前の歩車道の掃除は、近隣とお互いに協力し、毎日行ないましょう。	変更なし
14-2) 通りに設置したプランターなどの花木は、近隣と協力して手入れをしましょう。	変更なし
14-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。	変更なし

■本文[第 15 イベントへの積極的な参加を]

現行	改定案
街のイベントには積極的に参加しましょう。	変更なし

■本文[第 16 車両交通の自主規制について]

現行	改定案
元町仲通りへの車両進入は可能な限り少なくしましょう。	変更なし

■本文[第 17 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮について]

現行	改定案
17-1) 住民が使用する車はもちろんのこと、店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。	変更なし
17-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通勤等でバイク、自転車を使用する場合、	変更なし

敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保してください。	
---------------------------	--

■本文[第 18 防災について]

現行	改定案
地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。	変更なし

■本文[第 19 荷捌きの方法について]

現行	改定案
荷捌きは騒音等で近隣の迷惑とならない時間帯に行なってください。荷下ろし等で路上に停車する場合は短時間で行ない、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう注意しましょう。	変更なし

■本文[第 20 ゴミ処理について]

現行	改定案
各店舗から出る事業ゴミは一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町CS指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・指定場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。	変更なし

■本文[第 21 占用物件等について]

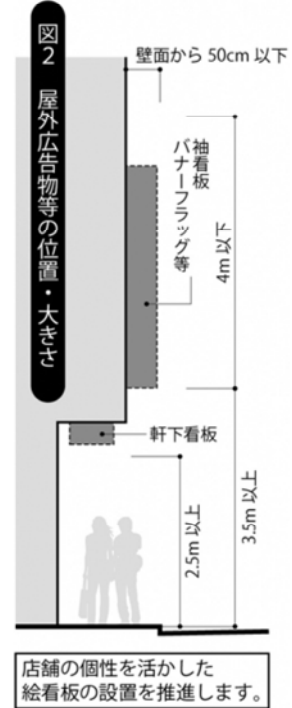
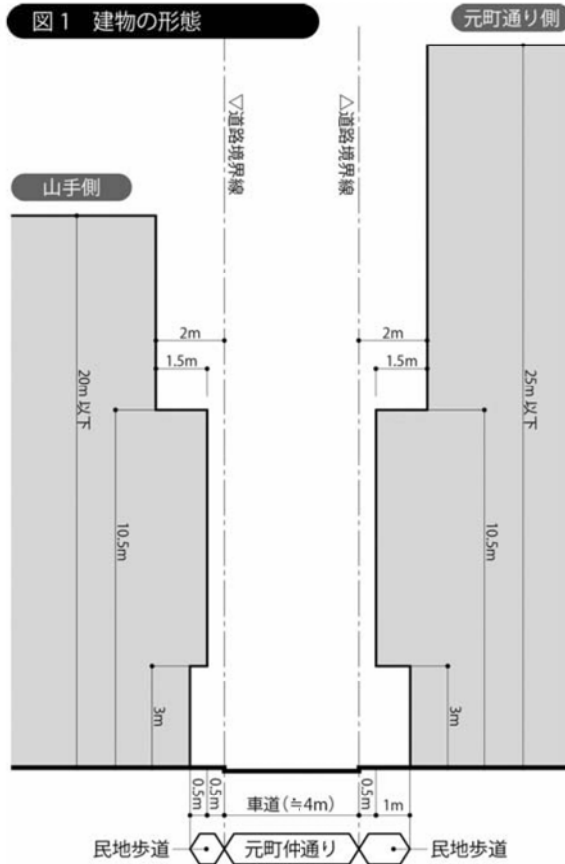
現行	改定案
道路法第 32 条 1 項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。	変更なし

■本文[第 22 空地・空きビル等について]

現行	改定案
空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町CSに報告し、近隣へ迷惑がかからない様、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。	変更なし

■附則

現行	改定案
本協定は、平成11年5月26日より施行されました。平成15年11月20日、一部改正、平成16年1月1日より施行。平成21年5月26日、一部改正。平成27年3月12日、一部改定。	令和3年9月30日、一部改定。



**図3 壁面看板の大きさ**



※「図3 壁面看板の大きさ」を図示しました  
(元町通り街づくり協定と共通)。

※従来の協定は右記サイトで確認できます。

<https://www.motomachi.or.jp/about/>



## 元町仲通り地区街づくり協定(改定案)【本文】

## ■タイトル

<b>改定案</b>
元町仲通り地区街づくり協定 策定・運用＝商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート

## ■理念(キャッチフレーズ) 職商人と食商人の街 600メートル・クラフトマンシップ・ストリート

## ■理念[第1 街づくりの考え方]

<b>改定案</b>
元町仲通り地区は、恵まれた歴史や文化を身近な遺産として残し、訪れる人々に様々な発見や体験、夢や感動を与え、また住むことにプライドのもてる街づくりを目指します。 歩きながら、おしゃべりしながら、店先を眺めたり、お茶を飲んだり、犬や猫が横切り、草花の香りや美味しそうな食べ物の匂いが漂う、五感に訴える楽しくふれあいのある通りを実現します。 確かな手の技を持つこだわりのお店、長く住み続ける人々、通りで暮らす様々な人々の生き生きとした個性が、趣と魅力ある600メートルの街並みをつくり、育て、守っていきます。

## ■理念[第2 街づくりの基本方針]

<b>改定案</b>
街づくりの目標を実現するために、まちの人々の理解と協力のもと、以下の基本方針に基づき、街づくりを積極的に推進します。
1 歴史・文化と地理的条件を生かし、急激に変化させることなく、ゆっくりと成熟し、将来、街並みそのものが財産となるような街づくり。
2 職と住が共存し、人々の息遣いが昼夜感じられる街づくり。
3 本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街づくり。
4 快適で親近感あふれる歩行空間と、個性的でありながら調和のとれた街並みを形成する建物によりつくられる街づくり。

## ■理念[第3 街づくりの推進組織]

<b>改定案</b>
1 本協定を管轄する「商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート」(以下、元町CS)は、街づくりの推進と「元町仲通り地区街並み誘導地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。
2 「街づくり委員会」は、元町CSの理事より9名以内で構成し、委員長は理事長が指名します。
3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。 ア 本協定の内容および適用区域に関すること。 イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。 ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。 エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要とする事項に関すること。
4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、元町CSの総会で決議することとします。
5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。

■理念[第4 適用区域および対象]

改定案
1 本協定は、横浜市中区元町一丁目33番地先より五丁目214番地先までの別添の適用区域図の区域において適用されます。
2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者等）を対象とします。
3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築、改修・改装等を行う場合は「街づくり委員会」に事前協議等の届け出を行うものとします。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。
4 対象となる事業者は、元町CSに入会するとともに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担をしてください。

■本文(キャッチフレーズ) 街並みそのものが財産となるように

■本文[第1 建物の用途について]

改定案
[主旨・総則] 元町の特性を生かし、クラフトマンシップ・ストリートにふさわしい街づくりを推進するために、極力、物販・飲食・サービス・手づくり工房の用途としてください。
1-1) 共同住宅等 1-1-1) 共同住宅等において居住および事務所用途以外で、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。(風俗営業法第2条第7、8項) 1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。
1-2) 駐車場 1-2-1) 連続した商業の街並みを目指し、通過車両の進入を少なくし、歩行者の安全性を確保するために、元町仲通り、水屋敷通り、汐汲坂通りの通りに面した月極駐車場、時間貸駐車場の設置は原則として禁止します。 1-2-2) 遊休地の有効利用として駐車場を設置する場合、同地に建築行為を行うまでの暫定利用であることを条件に容認することがあります。その場合は月極駐車場とし、時間貸駐車場は禁止します。また、地面は舗装し、垣・フェンスや屋根等の工作物を設ける場合は、道路境界線より0.5m以上後退して設置してください。 1-2-3) 本協定の適用区域内における駐車場対策については、行政および関連する組織等と協議することとします。
1-3) スーパーマーケット 元町仲通り側を荷捌きの用途のみとせず、個性あるファサードにしてください。
1-4) ペットショップ 1-4-1) 騒音・臭い等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。 1-4-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。
1-5) その他 1-5-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある用途は禁止します。 1-5-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。



■本文[第2 建物の形態・意匠について]

改定案
<p>[主旨・総則]</p> <p>建物を新設あるいは外壁やショーウィンドウの改修・改修等を行う場合、必ず元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p> <p>建物の考え方や街へのメッセージを明示したデザインとしましょう。また、元町仲通りと元町通り双方に面した建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体のにぎわいを考慮した形態としましょう。</p>
<p>2-1) 建物の高さ・壁面の位置</p> <p>元町仲通りに面する建物の建てられる範囲は、図1に定めた通りとします。また、道路境界線の地盤面を基準とした高さ10.5m以下の範囲は、街並みの連続性を考慮し、壁面後退部分を可能な限り揃えてください。(図1 建物の形態/参照)</p>
<p>2-2) 1階部分の壁面等の再後退</p> <p>2-2-1) 元町仲通りに面する建物は、将来、連続した歩道空間を確保するために、1階部分の壁面を後退させることとします。</p> <p>2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離を、元町通り側1.5m以上、山手側1.0m以上、高さを3.0m以上とし、舗装材を滑りにくい素材とした上で、「民地歩道」として開放してください。また、民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売機や「街づくり委員会」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。</p>
<p>2-3) 外壁のデザイン・材質・色</p> <p>2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は「元町通り街づくり協定」に準じます。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の素材を使用し、「街づくり委員会」の承認を得た場合はこの限りではありません。</p> <p>2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がはかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素材がファサードの大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫してください。</p> <p>2-3-2) コーポレートカラーや照明等については、街との調和に配慮できるよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。</p>
<p>2-4) 1階の開口部の扱い</p> <p>2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるよう、工夫をしてください。</p> <p>2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。</p>
<p>2-5) 夜間照明</p> <p>2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。</p> <p>2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個性を楽しめるような工夫をしましょう。</p>
<p>2-6) 建物のスカイライン等</p> <p>2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。</p> <p>2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類が見苦しいものにならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。</p>
<p>2-7) 建物のバリアフリー化</p> <p>2-7-1) 「横浜市福祉のまちづくり条例」における基準を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。(横浜市福祉のまちづくり条例 参照)</p> <p>2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置等、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗としてください。</p>
<p>2-8) 建物への電気・通信設備等の配線引き込み等</p>

元町仲通りでは、通りの修景を図るために、電線及び電柱に共架されている有線放送、ケーブルテレビ、その他通信設備の配線が通りを横断することを禁止します。但し、交差点部分においてはこの限りではありません。

元町仲通りに面する建物で、元町仲通りの対岸から配線の引き込みが必要な場合でも、必ず交差点を経由する迂回配線を行うように、電気・通信事業者に申し送りをしてください。

### ■本文[第3 屋外広告物等について]

改定案
<p>[主旨・総則]</p> <p>屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町CSへ届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。</p> <p>クラフトマンシップ・ストリートとしての特色を創出するために、店舗の個性を活かした「絵看板」の設置を推進します。また、すべての屋外広告物は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、個性的なデザインを心がけましょう。</p> <p>建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p> <p>自店舗以外あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告物は禁止します。(図2 屋外広告物等の位置・大きさ/参照)</p>
<p>3-1) 袖看板・バナーフラッグ等</p> <p>地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅を壁面から50cm以内、可能な限り小さく且つ薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p> <p>数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>
<p>3-2) 軒下看板</p> <p>地上からの高さは2.5m以上とします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。</p> <p>数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。</p>
<p>3-3) 壁面看板</p> <p>表示面積は1㎡以内とします。また、全面が発光する内照式の看板類は禁止します。(図3 壁面看板の大きさ/参照)</p> <p>数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします</p>
<p>3-4) 屋上看板/屋上看板の設置は禁止します。</p>
<p>3-5) 置き看板、ディスプレイ類</p> <p>3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)</p> <p>3-5-2) 自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、一店舗1個とし、高さ1.2m×幅45cm×奥行き45cm以内の可動式のもので、建物1階壁面から45cm以内とします。</p>
<p>3-6) のぼり/のぼりの設置は可能な限りやめましょう。</p>
<p>3-7) 窓貼広告、ポスター類/1㎡を越える窓貼広告、ポスター類の掲示は禁止します。</p>
<p>3-8) 映像装置類/映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは禁止します。</p>
<p>3-9) 2階以上の店舗への誘導</p> <p>2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。</p>
<p>3-10) テント・日除け類</p> <p>テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮し</p>

たものとしてください。

#### ■本文[第4 屋上及び街路の緑化について]

##### 改定案

屋上の緑化に努め、壁面や街路は花で飾り、道行く人々に心の安らぎを与えましょう。

#### ■本文[第5 道路及び歩道の取り壊し等について]

##### 改定案

5-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

5-2) 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。

5-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。

#### ■本文[第6 自動販売機・お客様利便施設等について]

##### 改定案

6-1) 自動販売機の設置

6-1-1) 民地歩道部分での自動販売機の設置は禁止します。その他の場所で設置する場合は、通りに対して見苦しくないものにし、騒音やゴミの散乱に配慮してください。

6-1-2) 有害図書の販売機の設置は禁止します。

6-2) ベンチ等お客様利便施設の設置

歩行空間を除く民地側で余裕のある店舗は、ベンチ・テーブル等の設置をお願いします。

#### ■本文(キャッチフレーズ) 職と住が共存し、人のぬくもりを感じる街にするために

#### ■本文[第7 オーナーが住むこと]

##### 改定案

元町仲通り地区は住むことと、商うことの共生を目指した街づくりを進めています。オーナーは可能な限り所有する建物へ住むようにしましょう。

#### ■本文[第8 迷惑行為の禁止と注意する義務について]

##### 改定案

8-1-1) 騒音、臭い等近隣への迷惑とならないようにしましょう。特に飲食店舗は排気フィルター等の設置をしましょう。

8-2) 店頭販売(ワゴンセール等)は、歩行者や車両の通行の妨げになる場合は禁止とします。

8-3) 客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。(「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」参照)

8-4) 目に余る迷惑行為があった場合は必ず注意しましょう。

#### ■本文[第9 営業時間、定休日、深夜営業について]

##### 改定案

9-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、午後7時以降まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は可能な限り午前0時まで点灯してください。

9-2) 深夜営業

深夜11時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民等に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないことを心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。

9-3) 定休日

可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

■本文(キャッチフレーズ) 本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街にするために

■本文[第 10 クラフトマンシップの店づくりを目指して]

改定案

オリジナル性や創造性を持ち、質の高い商品と心のこもったサービスを提供できる店づくりをしましょう。

■本文[第 11 通りに対してオープンな店づくりを]

改定案

道ゆく人々に店の主張を表現できる店がまえとし、店主とお客様との会話ができる店づくりをしましょう。

■本文[第 12 つくることを見せる店づくりを]

改定案

ものづくりのお店は、1階部分につくり手が見える店づくりをしましょう。

■本文(キャッチフレーズ) 街をつくり、育て、守っていくために

■本文[第 13 街をつくり、育て、守っていくこと]

改定案

13-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者はもちろんのこと、地権者、建物所有者なども元町CSへ入会し、街づくりへの協力をお願いします。

13-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町CSに入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。

■本文[第 14 街路及び建物の美化を]

改定案

14-1) 自店舗前の歩車道の掃除は、近隣とお互いに協力し、毎日行ないましょう。

14-2) 通りに設置したプランターなどの花木は、近隣と協力して手入れをしましょう。

14-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。

■本文[第 15 イベントへの積極的な参加を]

改定案

街のイベントには積極的に参加しましょう。

■本文[第 16 車両交通の自主規制について]

改定案

元町仲通りへの車両進入は可能な限り少なくしましょう。

■本文[第 17 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮について]

改定案

17-1) 住民が使用する車はもちろんのこと、店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車

場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。

17-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保してください。

#### ■本文[第 18 防災について]

##### 改定案

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。

#### ■本文[第 19 荷捌きの方法について]

##### 改定案

荷捌きは騒音等で近隣の迷惑とならない時間帯に行なってください。荷下ろし等で路上に停車する場合は短時間で行ない、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう注意しましょう。

#### ■本文[第 20 ゴミ処理について]

##### 改定案

各店舗から出る事業ゴミは一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町CS指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・指定場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。

#### ■本文[第 21 占用物件等について]

##### 改定案

道路法第 32 条 1 項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。

#### ■本文[第 22 空地・空きビル等について]

##### 改定案

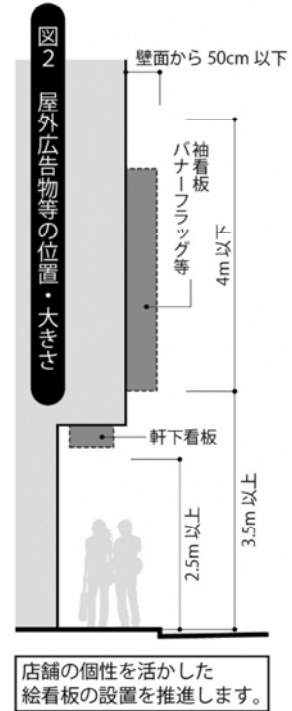
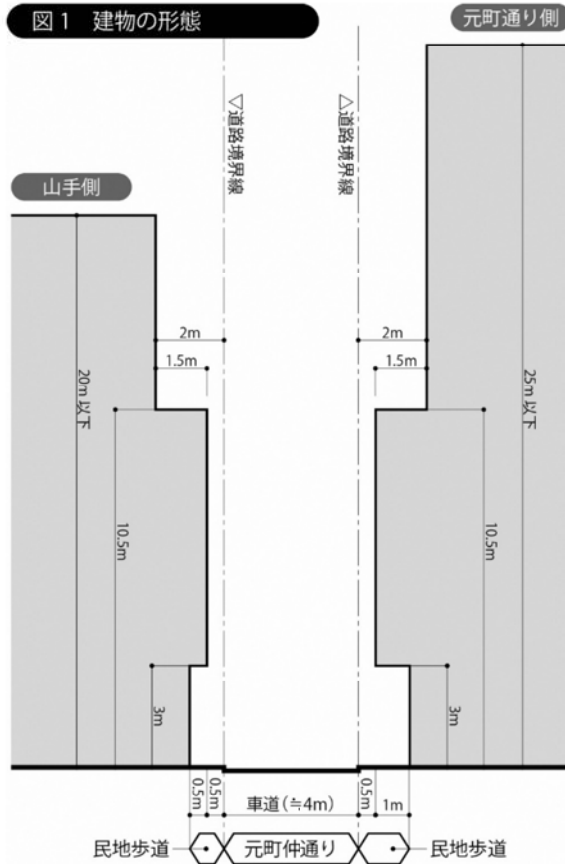
空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町CSに報告し、近隣へ迷惑がかからない様、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。

#### ■附則

##### 改定案

本協定は、平成11年5月26日より施行されました。  
平成15年11月20日、一部改正、平成16年1月1日より施行。  
平成21年5月26日、一部改正。  
平成27年3月12日、一部改定。  
令和3年9月30日、一部改定。

別紙(図版等)



**図3 壁面看板の大きさ**



プレート型あるいは帯型看板の場合  
(表示面積 1㎡以下)



文字看板の場合  
(文字の表示面積の合計 1㎡以下)

※従来の協定は右記サイトで確認できます。

<https://www.motomachi.or.jp/about/>



## 元町仲通り地区街づくり協定

策定・運用 商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート

### 街づくりの理念

職商人と食商人の街 600 メートル・クラフトマンシップ・ストリート

#### 第1 街づくりの考え方

元町仲通り地区は、恵まれた歴史や文化を身近な遺産として残し、訪れる人々に様々な発見や体験、夢や感動を与え、また住むことにプライドをもてる街づくりを目指します。

歩きながら、おしゃべりしながら、店先を眺めたり、お茶を飲んだり、犬や猫が横切り、草花の香りや美味しそうな食べ物の匂いが漂う、五感に訴える楽しくふれあいのある通りを実現します。

確かな手の技を持つこだわりのお店、長く住み続ける人々、通りで暮らす様々な人々の生き生きとした個性が、趣と魅力ある 600 メートルの街並みをつくり、育て、守っていきます。

#### 第2 街づくりの基本方針

街づくりの目標を実現するために、まちの人々の理解と協力のもと、以下の基本方針に基づき、街づくりを積極的に推進します。

- 1 歴史・文化と地理的条件を生かし、急激に変化させることなく、ゆっくりと成熟し、将来、街並みそのものが財産となるような街づくり。
- 2 職と住が共存し、人々の息遣いが昼夜感じられる街づくり。
- 3 本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街づくり。
- 4 快適で親近感あふれる歩行空間と、個性的でありながら調和のとれた街並みを形成する建物によりつくられる街づくり。

#### 第3 街づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する「商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート」（以下、元町CS）は、街づくりの推進と「元町仲通り地区街並み誘導地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。
- 2 「街づくり委員会」は、元町CSの理事より9

名以内で構成し、委員長は理事長が指名します。  
3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。

- ア 本協定の内容および適用区域に関すること。
  - イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。
  - ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。
  - エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要とする事項に関すること。
- 4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、元町CSの総会で決議することとします。
  - 5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
  - 6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
  - 7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。

#### 第4 適用区域および対象

- 1 本協定は、横浜市中区元町一丁目 33 番地先より五丁目 214 番地先までの別添の適用区域図の区域において適用されます。
- 2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者等）を対象とします。
- 3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築、改修・改装等を行う場合は「街づくり委員会」に事前協議等の届け出を行うものとします。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。
- 4 対象となる事業者は、元町CSに入会するとともに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担をしてください。

### 街づくり協定(本文)

街並みそのものが財産となるように

#### 第1 建物の用途について

[主旨・総則]

元町の特徴を生かし、クラフトマンシップ・ストリートにふさわしい街づくりを推進するために、極力、物販・飲食・サービス・手づくり工房の用途としてください。

### 1-1) 共同住宅等

1-1-1) 共同住宅等において居住および事務用途以外で、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。(風俗営業法第2条第7、8項)

1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。

### 1-2) 駐車場

1-2-1) 連続した商業の街並みを目指し、通過車両の進入を少なくし、歩行者の安全性を確保するために、元町仲通り、水屋敷通り、汐汲坂通りの通りに面した月極駐車場、時間貸駐車場の設置は原則として禁止します。

1-2-2) 遊休地の有効利用として駐車場を設置する場合、同地に建築行為を行うまでの暫定利用であることを条件に容認することがあります。その場合は月極駐車場とし、時間貸駐車場は禁止します。また、地面は舗装し、垣・フェンスや屋根等の工作物を設ける場合は、道路境界線より0.5m以上後退して設置してください。

1-2-3) 本協定の適用区域内における駐車場対策については、行政および関連する組織等と協議することとします。

### 1-3) スーパーマーケット

元町仲通り側を荷捌きの用途のみとせず、個性あるファサードにしてください。

### 1-4) ペットショップ

1-4-1) 騒音・臭い等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。

1-4-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。

### 1-5) その他

1-5-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある用途は禁止します。

1-5-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。

## 第2 建物の形態・意匠について

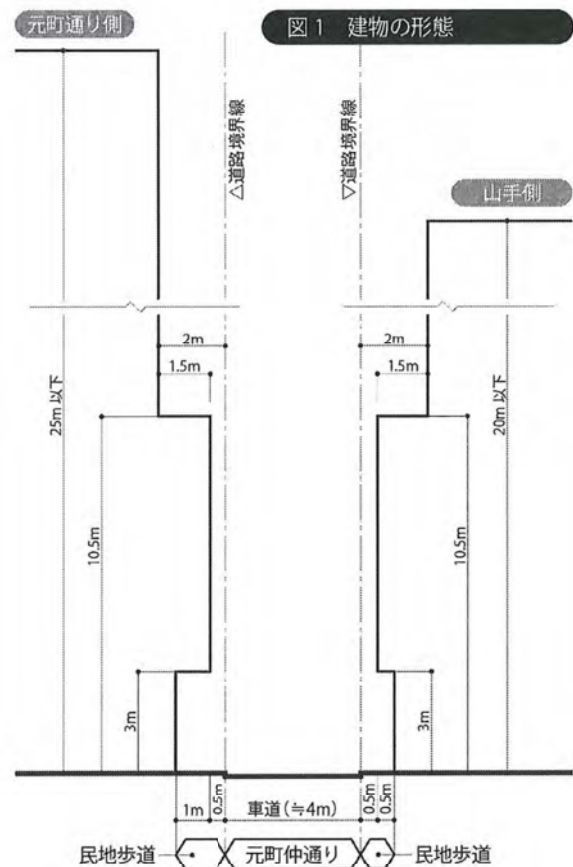
### [主旨・総則]

建物を新設あるいは外壁やショーウィンドウの改修・改修等を行う場合、必ず元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

建物の考え方や街へのメッセージを明示したデザインとしましょう。また、元町仲通りと元町通り双方に面した建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体のにぎわいを考慮した形態としましょう。

### 2-1) 建物の高さ・壁面の位置

元町仲通りに面する建物の建てられる範囲は、図1に定めた通りとします。また、道路境界線の地盤面を基準とした高さ10.5m以下の範囲は、街並みの連続性を考慮し、壁面後退部分を可能な限り揃えてください。



### 2-2) 1階部分の壁面等の再後退

2-2-1) 元町仲通りに面する建物は、将来、連続した歩道空間を確保するために、1階部分の壁面を後退させることとします。

2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離を、元町通り側1.5m以上、山手側1.0m以上、高さを3.0m以上とし、舗装材を滑りにくい素材とした上で、「民地歩道」として開放してください。また、民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売機や「街づくり委員会」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。

### 2-3) 外壁のデザイン・材質・色



- 2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は「元町通り街づくり協定」に準じます。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の素材を使用し、「街づくり委員会」の承認を得た場合はこの限りではありません。
- 2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がはかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素材がファサードの大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫してください。
- 2-3-3) ナショナルチェーン店のコーポレートカラーや照明等については、街との調和に配慮できるよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。
- 2-4) 1階の開口部の扱い
- 2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるよう、工夫してください。
- 2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。
- 2-5) 夜間照明
- 2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。
- 2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個性を楽しめるような工夫をしましょう。
- 2-6) 建物のスカイライン等
- 2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。
- 2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類が見苦しいものとならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。
- 2-7) 建物のバリアフリー化
- 2-7-1) 「横浜市福祉のまちづくり条例」における基準を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。(横浜市福祉のまちづくり条例参照)
- 2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置等、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗として

ください。

- 2-8) 建物への電気・通信設備等の配線引き込み等  
元町仲通りでは、通りの修景を図るために、電線及び電柱に共架されている有線放送、ケーブルテレビ、その他通信設備の配線が通りを横断することを禁止します。但し、交差点部分においてはこの限りではありません。

元町仲通りに面する建物で、元町仲通りの対岸から配線の引き込みが必要な場合でも、必ず交差点を経由する迂回配線を行うように、電気・通信事業者に申し送りをしてください。

### 第3 屋外広告物等について

【主旨・総則】

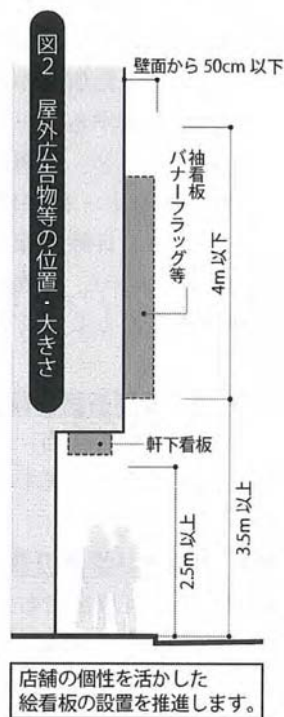
屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町CSへ届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

クラフトマンシップ・ストリートとしての特色を創出するために、店舗の個性を活かした「絵看板」の設置を推進します。また、すべての屋外広告物は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、個性的なデザインを心がけましょう。

建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

自店舗以外あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告は禁止します。

(図2 屋外広告物等の位置・大きさ)



#### 3-1) 袖看板・バナーフラッグ等

地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅を壁面から50cm以内、厚みは可能な限り薄いものとします。

数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。

### 3-2) 軒下看板

地上からの高さは 2.5m以上とします。数量は原則として一建物 1 個としますが、1 建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。

### 3-3) 壁面看板

表示面積は 1㎡以内とし、数量は原則として一店舗 1 個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします

### 3-4) 屋上看板/屋上看板の設置は禁止します。

### 3-5) 置き看板、ディスプレイ類

道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)

### 3-6) のぼり/のぼりの設置は可能な限りやめましょう。

### 3-7) 窓貼広告、ポスター類/1㎡を越える窓貼広告、ポスター類の掲示は、原則として禁止します。

### 3-8) 映像装置類/映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは原則として禁止します。

### 3-9) 2階以上の店舗への誘導

2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。

### 3-10) テント・日除け類

テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。

## 第4 屋上及び街路の緑化について

屋上の緑化に努め、壁面や街路は花で飾り、道行く人々に心の安らぎを与えましょう。

## 第5 道路及び歩道の取り壊し等について

5-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

5-2) 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。

5-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。

## 第6 自動販売機・お客様利便施設等について

### 6-1) 自動販売機の設置

6-1-1) 民地歩道部分での自動販売機の設置は禁

止します。その他の場所で設置する場合は、通りに対して見苦しくないものにし、騒音やゴミの散乱に配慮してください。

6-1-2) 有害図書の販売機の設置は禁止します。

### 6-2) ベンチ等お客様利便施設の設置

歩行空間を除く民地側で余裕のある店舗は、ベンチ・テーブル等の設置をお願いします。

職と住が共存し、人のぬくもりを感じる街にするために

## 第7 オーナーが住むこと

元町仲通り地区は住むことと、商うことの共生を目指した街づくりを進めています。オーナーは可能な限り所有する建物へ住むようにしましょう。

## 第8 迷惑行為の禁止と注意する義務について

8-1) 騒音、臭い等近隣への迷惑とならないようにしましょう。特に飲食店舗は排気フィルター等の設置をしましょう。

8-2) 店頭販売(ワゴンセール等)は、歩行者や車両の通行の妨げになる場合は禁止とします。

8-3) 客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。(「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」参照)

8-4) 目に余る迷惑行為があった場合は必ず注意しましょう。

## 第9 営業時間、定休日、深夜営業について

### 9-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、可能な限り午後8時まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は午前0時まで点灯してください。

### 9-2) 深夜営業

深夜 11 時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民等に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないことを心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。

### 9-3) 定休日

可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街にするために

## 第10 クラフトマンシップの店づくりを目指して

オリジナル性や創造性を持ち、質の高い商品と心のかもったサービスを提供できる店づくりをしましょう。

## 第11 通りに対してオープンな店づくりを

道ゆく人々に店の主張を表現できる店がまえとし、店主とお客様との会話ができる店づくりをしましょう。

## 第12 つくることを見せる店づくりを

ものづくりのお店は、1階部分につくり手が見える店づくりをしましょう。

街をつくり、育て、守っていくために

## 第13 街をつくり、育て、守っていくこと

13-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者はもちろんのこと、地権者、建物所有者なども元町CSへ入会し、街づくりへの協力をお願いします。

13-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町CSに入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。

## 第14 街路及び建物の美化を

14-1) 自店舗前の歩車道の掃除は、近隣とお互いに協力し、毎日行ないましょう。

14-2) 通りに設置したプランターなどの花木は、近隣と協力して手入れをしましょう。

14-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。

## 第15 イベントへの積極的な参加を

街のイベントには積極的に参加しましょう。

## 第16 車両交通の自主規制を

元町仲通りへの車両進入は、可能な限り少なくしましょう。

## 第17 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮について

17-1) 住民が使用する車はもちろんのこと、店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。

17-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となってい

ます。通勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保してください。

## 第18 防災について

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。

## 第19 荷捌きの方法について

捌きは騒音等で近隣の迷惑とならない時間帯に行なってください。荷下ろし等で路上に停車する場合は短時間で行ない、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう注意しましょう。

## 第20 ゴミ処理について

各店舗から出る事業ゴミは一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町CS指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・指定場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。

## 第21 占用物件等について

道路法第32条1項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。

## 第22 空地・空きビル等について

空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町CSに報告し、近隣へ迷惑がかからない様、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。

## 附則

本協定は、平成11年5月26日より施行されました。平成15年11月20日、一部改定、平成16年1月1日より施行。

平成21年5月26日、一部改定。

平成27年3月12日、一部改定。

# 元町まちづくり 通信

編集・発行  
元町まちづくり協議会

2021年  
8月

横浜元町まちづくり憲章《基本理念》

- ①歴史と文化を活かしたまちづくり
- ②品格あるまちづくり
- ③次世代を見据えたまちづくり

資料4-1

## 元町に住む人、商う人、働く人が守るべきルール “元町まちづくり協定”

元町には、住む人、商う人、働く人それぞれが守るべきルールがあることをご存知でしょうか？元町自治運営会では、住む人のルール「町づくり協定」、元町SS会・元町CS・元町河岸通り会では、商う人のルール「街づくり協定」をそれぞれ定めており、これを総称して“元町まちづくり協定”と呼びます。

協定が策定された背景は、昭和60年に元町通りを中心とした「元町街づくり協定」が誕生したことに始まります。街路の整備や街並みの維持管理が進むにつれて、通り毎の個性が生まれたことで、平成15年に4つの組織が協力して「横浜元町まちづくり憲章」を策定しました。これを共通のまちづくりの理念として、街並みや地域活動に関わるルールを通り毎に決めました。

この協定があるからこそ、全国に誇る元町ブランドと品格ある街並みが保たれると言っても過言ではありません。

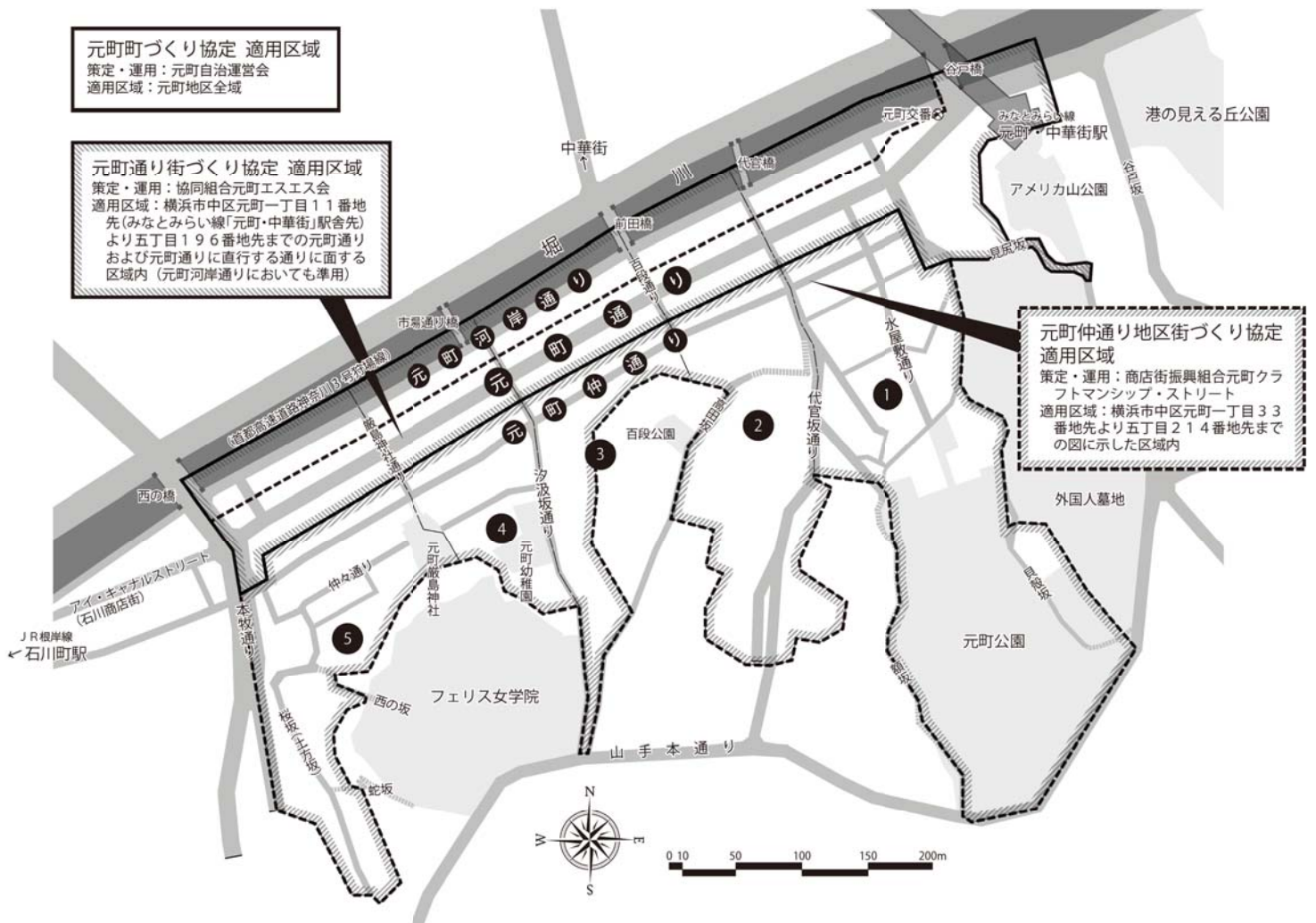
## 現在、協定の見直し作業を行っています。

協定の運用は、通常それぞれの組織が行っていますが、元町全域に関連するまちづくり案件が生じた場合には、4つの組織によって構成する「元町まちづくり協議会」が開催されます。

協定の内容は5年毎に見直すこととなっているため、令和2年度より、協議会の中に各組織のまちづくりを担当する理事等による「元町まちづくり検討会議」を設け、協定の運用状況の確認や、現在の社会情勢に即した見直し作業を行っています。

ここでその検討成果をご紹介します。

☞裏面へ



# 協定見直しの背景

- これまでにない業種業態が入居し、街が活気づく一方で、主に看板類の氾濫によって街並みの統一感が薄れています（一方、2017年より「元町まち並みデザインアワード」を創設し、元町らしい街並みに寄与する店舗や住宅の表彰も行っています）。
- コロナ禍による時短営業が常態化し、営業時間のバラ

- つきによってにぎわいが途絶える懸念があります
- 夜間照明の点灯が減少するなど、通りの防犯対策に課題が生じています。
- 元町通りと河岸通りに面したマンションなど、従来と異なる建物形態によって、街並みが変わる事象となっています。また、堀川の活用や山下ふ頭の開発など、元町を取り巻く環境も大きな変化が予想されます。

## 協定改定のポイント

### ポイント1 上質な住宅の誘導

**元** 今後もマンションの建設があることを想定し、元町通りの住宅に対する考え方を提起します。「元町らしい上質なライフスタイルを発信する」といった考え方を「元町通り街づくり協定」の理念に加え、これを内外に発信していきます。

### ポイント2

### 元町通りの街並みの維持

**元** 元町通りは建築基準法による道路斜線制限の適用によって、建物上部が階段状となることで空がよく見える街並みが維持されてきたため、これの徹底をあらためて協定に明記します。また、より担保性の高いルールとするために、法に基づく「地区計画」導入の検討を進める予定です。

### ポイント3 看板類の詳細な規定の見直し

**元 仲** 看板類の設置には事前協議・届出の手続きが必要ですが、近年は技術やデザインの進歩によって審議が困難な案件も多くなっています。今回の改定にあたっては、従来のルールにある「地が発光する箱型内照式看板の禁止」を強調するとともに、曖昧な表現を可能な限り見直しました。

### ポイント4 営業時間の考え方

**元 仲** 従来のルールでは閉店時間の目安を8時以降までとしていましたが、これを実態に即して7時以降としました。但し、時短営業の常態化は街の寿命を縮めてしまうという観点から、コアタイム（11：00～19：00）を設定し、にぎわいを維持する取組を進めていきたいと考えています。

※今回、元町自治運営会が運用する「元町町づくり協定」の見直しは行わないこととしました。

## その他、今後の流れについて

- ①「元町通り街づくり協定」「元町仲通り地区街づくり協定」の改定案について、会員の皆さまよりご意見をいただいたのち、これを反映させたものを元町SS会、元町CSにて承認します。
- ②承認された改定案は、「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく有識者会議に諮られ、横浜市が支援するルールとして認定されます。
- ③改定内容をとりまとめたパンフレット「元町公式ルールブック ver.4」を作成し、全ての会員の皆さまに配布します。併せて、建替え・入居・看板類の設置等における注意点や営業時間の考え方、夜間照明点灯のお願いなどを盛り込んだ「啓発用パンフレット」も作成・配布する予定です。



## まちづくり協定についてご意見を。

従来の協定は右記サイトで確認できます。

従来の協定や今回の「協定改定のポイント」に関するご質問やご意見などがありましたら、ご自身が所属する団体の事務局に書面（任意様式）にてファックスまたはご持参ください。

元町自治運営会    ファックス番号  
元町SS会        ファックス番号  
元町CS            ファックス番号  
元町河岸通り会    ファックス番号

令和3年8月吉日

会員各位

元町まちづくり協議会 会長  
原 幸雄

## 元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート調査に ご協力をお願いします。

会員の皆様におかれましては、日頃から元町のまちづくりにご理解・ご協力を賜り、ここにあらためて厚く御礼申し上げます。

元町には、住む人、商う人、働く人それぞれが守るべきルール「元町まちづくり協定」があります。元町自治運営会、協同組合元町SS会、商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート、元町河岸通り会、4つの組織が協力して育て上げた協定は、全国に誇れる元町ブランドと品格のある街並みを支えてきた基礎ともいえるべきものです。

現在、4つの組織で構成する「元町まちづくり協議会」では、「元町まちづくり検討会議」を定期的で開催し、将来の情勢に見合った協定の見直し作業を進めております。つきましては、付記いたしました協定の改定案等の資料をご覧の上、別添のアンケートにて、皆様のご賛同およびご意見等をお寄せいただきたく存じます。

元町のさらなる発展のために、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

1. 元町まちづくり通信(2021年8月号)
2. 元町通り街づくり協定(改定案)
3. 元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート調査用紙

※1、2の資料をご覧の上、3のアンケートにお答えください。

※アンケートのご記入が終わりましたら、令和3年9月3日(金)までに、アンケート用紙に記載された所属会の事務局まで、ファックスしていただくかご持参ください。

令和3年8月吉日

会員各位

元町まちづくり協議会 会長  
原 幸雄

## 元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート調査に ご協力をお願いします。

会員の皆様におかれましては、日頃から元町のまちづくりにご理解・ご協力を賜り、ここにあらためて厚く御礼申し上げます。

元町には、住む人、商う人、働く人それぞれが守るべきルール「元町まちづくり協定」があります。元町自治運営会、協同組合元町SS会、商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート、元町河岸通り会、4つの組織が協力して育て上げた協定は、全国に誇れる元町ブランドと品格のある街並みを支えてきた基礎ともいえるべきものです。

現在、4つの組織で構成する「元町まちづくり協議会」では、「元町まちづくり検討会議」を定期的に行い、将来の情勢に見合った協定の見直し作業を進めております。つきましては、付記いたしました協定の改定案等の資料をご覧の上、別添のアンケートにて、皆様のご賛同およびご意見等をお寄せいただきたく存じます。

元町のさらなる発展のために、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

1. 元町まちづくり通信(2021年8月号)
2. 元町仲通り地区街づくり協定(改定案)
3. 元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート調査用紙

※1、2の資料をご覧の上、3のアンケートにお答えください。

※アンケートのご記入が終わりましたら、令和3年9月3日(金)までに、アンケート用紙に記載された所属会の事務局まで、ファックスしていただくかご持参ください。

# 元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート調査

別紙の「元町まちづくり通信」及び「改定案」をご覧の上、下記のアンケートにご協力ください。

**問 1** 元町まちづくり協定は、元町に住む人、商う人、働く人それぞれがこれを守ることによって、より良い街並みを誘導し、まちの発展を支えてきた経緯があります。

この協定(ルール)の存在はご存知でしたか？(どれか1つに○を)

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

**問 2** 協定(ルール)の内容については、どの程度ご理解していますか？(どれか1つに○を)

- 1 理解している
- 2 理解していない
- 3 どちらともいえない

**問 3** 元町では、建物の新築や店舗の改修、屋外広告物の設置、各種工事などを行う場合には、協定(ルール)を担当する各組織に対して「届出」を行っていただき、了承を得る必要があります。この手続きを「事前協議」と呼び、これまでも多くの会員の皆様にその流れを踏んでいただいております。

この「届出」と「事前協議」の手続きはご存知でしたか？(どれか1つに○を)

- 1 知っている
- 2 手続きが必要なことは知っているが、内容までは知らない
- 3 知らなかった

**問 4** 現在の元町の街並みや将来をふまえて、協定(ルール)の見直し作業を行っています。協定(ルール)の「改定案」をご覧になって、その内容についてご賛同いただけますか？(どれか1つに○を)

- 1 賛同する
- 2 賛同するが、意見を述べたい
- 3 賛同しない

**問 5** 問 4 で「2」または「3」とお答えになった方で、「改定案」についてご意見があればお書きください。

2 枚目へ⇒



(問 5 の続き) 「改定案」についてご意見があればお書きください。

**問 6** その他、元町地区のまちづくりについて、ご意見があれば自由にお書きください。

ご記入された方のお名前、ご住所、ご連絡先をお書きください。個人情報事務局で管理し、外部には一切公開いたしません。

ご所属（複数の組織にご所属の方は複数に○を）	
1 協同組合元町SS会    2 商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート    3 元町河岸通り会	
お名前	(店舗の場合) 店舗名
住所（店舗の場合、店舗所在地）	
TEL	FAX
e-mail	

ご記入が終わりましたら、**令和3年9月3日(金)**までに、  
ご所属されている事務局まで、本紙をファックスしていただくかご持参ください。

元町自治運営会	ファックス番号	■■■■■■■■■■
元町エスエス会	ファックス番号	■■■■■■■■■■
元町クラフトマンシップ・ストリート	ファックス番号	■■■■■■■■■■
元町河岸通り会	ファックス番号	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

ご協力ありがとうございました。

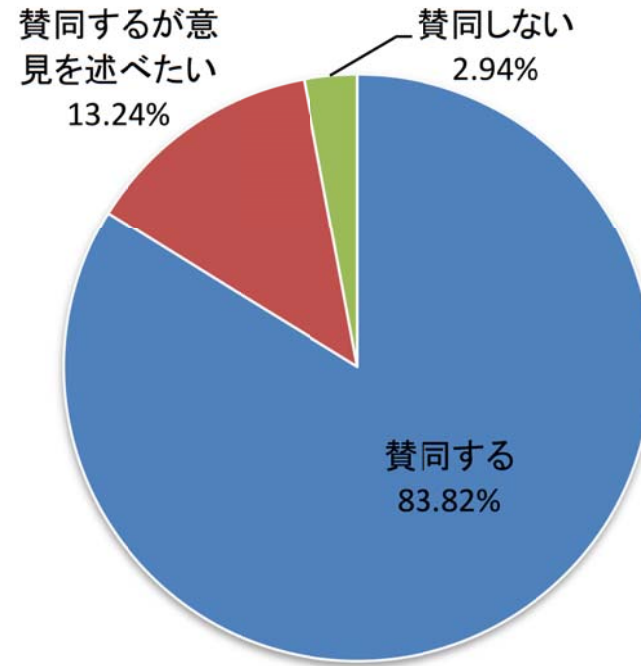
## 元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート集計結果

### 配布数・回収率

	回答数	配布数	回収率
自治会	-	800	-
SS会	33	220	15.00%
河岸	13	27	48.15%
CS	21	201	10.45%
合計	67	448	14.96%

### 問4 改定案に賛同するか？

	賛同する	賛同するが意見を述べたい	賛同しない
合計	57	9	2
SS会	29	4	1
河岸	10	3	0
CS	18	2	1



元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート(元町SS会 会員数220/回答数33)(元町河岸通り会 会員数27/回答数13)

設問	回答	対応
問1 協定の存在を知っていたか？	知っていた(SS会30・河岸11)/知らなかった(SS会3・河岸2)	⇒認知度はあるが、内容(主旨・必要性など)への理解を深める必要がある。 (広報・啓発パンフレット等)
問2 内容を理解しているか？	理解している(SS会19・河岸6)/理解していない(SS会2・河岸3)/どちらともいえない(SS会12・河岸4)	
問3 事前協議を知っていたか？	知っている(SS会21・河岸5)/手続きが必要なことは知っているが内容までは知らない(SS会10・河岸4)/知らなかった(SS会2・河岸4)	
問4 改定案に賛同するか？	賛同する(SS会29・河岸10)/賛同するが意見を述べたい(SS会4・河岸3)/賛同しない(SS会1・河岸0)	⇒概ね賛同という解釈。
問5 意見  (以下、河岸通り会会員からの意見)	●デジタルサイネージ等の投影機が街内に増えている。現行の協定ではカバーしきれない部分なので、早めにガイドラインを策定した方が良いと思う。	⇒啓発パンフレットに対応を記載する。
	●元町は他のターミナル駅の近くの商店街と違って夜遅くまで営業している必要はないと思います。唯、各店舗の事情がありますでしょうが朝は少なくとも10:00か10:30オープンにした方が良いと思います。また、夜遅くまでのショーウィンドーの照明は防犯上不安だと思えます。省エネが求められている時代としては不安です。本当に買いたい人は時間内に来ると思えます。	⇒啓発パンフレットに対応を記載する。
	●外のディスプレイは1つとのことですが、当店は2階のためお客様へのアピールのためにも2つ置かせていただきたいです。1階から店内の様子が見えないこともあり、新規の方は皆さんディスプレイがきっかけで入って来てくださるので。	⇒運用面に対応する。
	●空き店舗の外観、美化についてオーナーに促すルールがあればと思います。	⇒啓発パンフレットに対応を記載する。
	●特に3-8の映像禁止類の禁止はプロジェクションマッピングやその他時代に即した表現に制限がかかるため、この規制には賛同できません。また、任意の原則禁止が強制的な絶対禁止の表現に置き換わり、各店舗の自由度が狭まり反対です。	⇒啓発パンフレットに対応を記載する。
	●禁止事項を増やし、街の発展になぜどう寄与するのかが分かりません。昨今閉店するお店が増え、屋外広告物に制限を加えてどうやって街を活気づけるかの具体案が乏しく、街づくりと謳いながら、どういう街にしたいのか、不可解な見直し案です。	⇒協議会で継続検討。
	●3-5-2について、置き看板をSS会に届出を行い承認を得ることも知りませんでした。角地に店舗があるため置き看板を2つ置かせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。	⇒運用面に対応する。
	●理念に補足。「横浜の街をリードしていく」主旨と違うかもしれませんが率直な願い	⇒啓発パンフレットにて主旨を解説する。
	●屋外広告物について、河岸通りはSS会に準じることとなっていますが、立地上堀川を挟んだ山下町側からの景観を考慮していただきたいと思えます。例えば内照式の看板やネオンなど、事前協議を必要とするものの設置の余地を残すなど、検討していた	⇒運用面に対応する。
	問6 その他	●10年先かそれ以上を見越した内容となるので、そのころを迎えるにあたってどうあるべきなのかという議論を始めておかなければと思う。また、その際により多くの賛同が得やすいような手順(システム)づくりが必要だと思ふ。

	<p>●街づくり協定(建物の高さ、斜線制限など)の効力がどこまでであるのか不安に思います。例えば、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の向かいのマンションなど、この協定に反して(?違っていたらすいません)いるように思います。効力を厳しくしなければ協定の意味がなくなり、ゆくゆくは街並みが乱れてしまうのではと不安に思います。是非、この協定を横浜市と共有していただきたいと思います。元町地区を開港以来の旧市街地なイメージに作り上げ、外からのお客様を呼べる街になることを願っています。</p>	⇒協議会で継続検討。
	<p>●花の植木と共に休憩できるベンチが建設されるなど、お客様にとって快適な街づくりが進んでいると感じる。また、街全体として新たな試みに挑戦している印象がある。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●テナントの空きや元町らしくない雰囲気のお店が目立たないように改善されると嬉し</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●駐車場がより止めやすく使いやすくなるともって来街者が増えるのでは。みなとみらいの方が駐車しやすいので気軽に遊びに行ける印象がある。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●外国人が多い元町という印象が最近薄れた気がする。インターナショナルな空気感をもっと醸成することはできないか。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●カフェ(特に犬も入れる)が増えるほど来街者も増えると思う。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●街に緑の植栽は多いが、花が少ないように感じます。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●他の地域(街)と比べ、歩行者が横断待ちをしても止まらない車が多い。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●最近、犬の散歩をしている際のマナーが悪い方が増えている。店前で平気でおしっこさせ処置をしない。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●堀川からか下水からかわかりませんが雨が降った時の臭いを対策してほしいです。ご検討よろしく願いいたします。</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●いつもお世話になっています。壁面後退、道路の改修と施策を実行し、SS会発展のために尽力いただき感謝です。ありがとうございます。しかし、最近は特に店舗の出入りが激しく思われますが何故でしょうか？昔はチャームセールは年2回でしたが最近では多数回行われ新鮮味が薄れているのではないのでしょうか？セールの時、道路で大声で呼び込みをしているのを見かけますが、あれは元町のイメージではない様な気</p>	⇒SS会にて対応。
	<p>●毎日犬のフンがどこかに落ちています。注意書きなど立てられませんか？</p>	⇒SS会にて対応。
<p>(以下、河岸通り会会員からの意見)</p>	<p>●人のニーズに答えられる街づくり⇒飲食、雑貨、日用必需品を扱う店。ファッション(品質の良い、個性、おしゃれ重視)</p>	⇒協議会で継続検討。
	<p>●人々が集う街。集うだけでなく、とどまれる街。</p>	⇒協議会で継続検討。
	<p>●河岸通りに街灯設置を希望します。安全で明るい街づくりのために必要です。</p>	⇒SS会・河岸通り会で対応。
	<p>●当店にいらっしゃるお客様は元町が好きの方ばかりですが、これからの元町の動向を心配される方が大変多いです。元町エリアが活性化するように市の方にはたらきかけをすることが大切なことになると思います。料亭田中屋の女将さんが、横浜市は街を守るために何もしてくれないとお客様にお話しされているようですし、今後もみなとみらいや山下ふ頭開発に資金が投入されることを考えると、元町にお金を使ってもらい、さらに多くの方から愛される街になるよう、積極的な行為が必要に思います。</p>	⇒協議会で継続検討。
	<p>●元町のイベントには積極的に参加していきます。時間がとれないこともあります。よろしくお願いします。</p>	⇒SS会・河岸通り会で対応。

元町まちづくり協定の見直しに関するアンケート(元町CS 会員数201/回答数21)

設問	回答	対応
問1 協定の存在を知っていたか？	知っていた(19)/知らなかった(2)	⇒認知度はあるが、内容(主旨・必要性など)への理解を深める必要がある。 (広報・啓発パンフレット等)
問2 内容を理解しているか？	理解している(16)/理解していない(2)/どちらともいえない(3)	
問3 事前協議を知っていたか？	知っている(17)/手続きが必要なことは知っているが内容までは知らない(3) 知らなかった(1)	
問4 改定案に賛同するか？	賛同する(18)/賛同するが意見を述べたい(2)/賛同しない(1)	⇒概ね賛同という解釈。
問5 意見	●ルールが細かく厳しすぎ！  ●ルールがあると不満が出てきます。それなら案として看板は全て統一。とてもおもしろい不思議な街並みが出来上がるのかなと想像してしまいました。珍百景として。	⇒内容(主旨・必要性など)への理解を深める必要がある。啓発パンフレットに対応を記載する。 ⇒協議会で継続検討。CSにて対応。
問6 その他	●車と歩行者の共存共栄が重たい課題だと感じます。パークレットは素晴らしい取組だと思いますが、公共財である道路活用をより街でコントロールできることが望まれます。これまでのハードのルールづくりだけでなく、エリアマネジメントとしてのルールづくりの強化の必要性を感じます。建物に関するルールについて、クリエイティブな活動拠点や居住にはインセンティブや建物形態の緩和を与えて、活力ある人たちを取り込めるように誘導してはいかかかと思えます。	⇒協議会で継続検討。CSにて対応。
(以下、住民からの意見)	●元町ブランドを活かしたまちづくりを進めていただきたいです。	⇒協議会で継続検討。CSにて対応。
	●風通しの良いテナントファーストなまちづくりをしてもらいたいです。定期的に匿名でも意見箱を作ってもらいたい。	⇒協議会で継続検討。CSにて対応。
	●犬の散歩は大賛成ですが、糞などの始末の強化をお願いしたい。犬のおしっこ、気持ち程度の水かけでも。お店の入り口の前に糞があった。悪臭発生。	⇒CSにて対応。
	●地区全体で最終的に一つになれるよう、検討していきたい。	⇒協議会で継続検討。
	●■■■■■にある店舗前の看板について。店舗の前の道路上に置いてある看板やディスプレイを置くことはルールに反しているようです(第3-5)。幼稚園もそばにあり、お子さん連れの自転車やベビーカーも多く通り、車が通るとよけるスペースがなく、日頃から危ないと思っていました。風の強い日には看板が倒れていることもよく見かけます。新しく店舗ができるたびに置き看板が増えているのが気になっています。①道路に物を置かない。②看板は規定に沿ったものに変更する。など、一度きちんとルールを守るようにご注意いただけたら幸いです。	⇒CSにて対応。
	●電柱について。狭い道が多いため、緊急車両が奥まで入って来られない状況をよく見かけます。住宅地の無電柱化を進めていただきたいです。	⇒CSにて対応。
	●バリアフリー化について。仲通りの道路のブロックが凸凹していて歩きづらいです。ベビーカーや車いすにも響くと思います。滑らかな材質になればよいと思います。	⇒CSにて対応。

令和 3 年 10 月 13 日  
臨時 総 会 資 料

第 1 号議案 [REDACTED]

第 2 号議案 街づくり協定の改定について

議案

第 1 号議案

[REDACTED]

第 2 号議案

元町通り街づくり協定を議案資料のとおり改訂する。

以 上

## 令和3年度臨時総会議事録

招集年月日	令和 3年 9月10日
開催日時	令和 3年 10月13日(木) 午後 2 時
開催場所	元町エスエス会事務局2階会議室(横浜市中区元町1-14)
総組合員数	188名 このうち議決権数188個
出席者数	169名 同上 169個 (うち委任状によるもの133名)
司会者	■■■■■■■■■■
開会の言葉	■■■■■■■■■■
理事長挨拶	■■■■■■■■■■
総会成立宣言	■■■■■■■■■■

本日の通常総会は定款第37条の規定による充足数を充たしたので有効に成立した旨宣言。

### 1. 議長選任

司会者から定款第38条の規定により議長を選任する必要があるので、その選出方法を諮った。出席者の中から「司会者一任」という提案があり、司会者から「議長選任については司会者に一任願えるか」と諮ったところ、多数の同意を得たので司会者は■■■■■■■■■■を選任した。

### 2. 議長挨拶

■■■■■■■■■■が議長に就き、本総会の議事進行に協力願いたい旨の挨拶の後、議事に入る旨を宣言。

### 3. 議事経過の要領

第1号議案 ■■■■■■■■■■

## 第2号議案 街づくり協定の改定について

が、冒頭で「元町まちづくり協定」の概要、改定のルール等について説明した後、議案資料に沿って今回の改定箇所について、一つ一つ改定の内容、意図および理由を説明。説明終了後、議長は本案についての質問の有無を確認したところ以下の質問あり。

### 【軒下と外壁の区別について】

(質問内容)

直近の街づくり事前協議会において、街づくり協定で外壁に使用することが禁じられている色を軒下の彩色に用いたいとの申し出があり、「外壁」と「軒下」の区別が問題になったが、今回の改定に反映されているか。

(回答)

「軒下」は「外壁」である旨、横浜市の担当者に確認していること、および質問で言及された使用禁止の色については、本文〔第2 建物の形態・意匠について〕2-3-2に明記されていることを説明。

議長は本案について他の質問の有無を確認した後、承認は拍手をもって賜りたい旨を述べて採決に諮ったところ、賛成多数により本案は可決承認された。

以上を以て議案の全部を終了したので議長は閉会を宣言し、午後2時18分散会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長および出席理事の全員がこれに記名する。



令和 3年 10月 13日

協同組合元町エスエス会令和3年度臨時総会において

議 長	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]
出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]
出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]
出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]
出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]
出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]
出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]
出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]	出席理事	[Redacted]

議事録の作成に係る職務を行った者

[Redacted]

2021年9月11日

組合員各位

商店街振興組合  
元町クラフトマンシップ・ストリート  
理事長 依知川 光明

元町仲通り地区街づくり協定改定の臨時総会の議事の書面表決について(依頼)

拝啓 初秋の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
当組合活動につきましては、ご理解・ご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。  
さて、本年度は街づくり協定見直す時期であり、9月度定例理事会において協定改定に係る臨時総会については、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、臨時総会を組合員の皆様による書面表決とすることに決まりました。  
議事の是非につきましては、大変お手数ですが添付の「元町仲通り地区街づくり協定(改定案)」をお読みいただいたうえ、別紙書面表決書にてFAX、メールでご返信いただきますようお願いいたします。  
なお、書面表決の結果につきましては、10月の理事会で報告し議事録にてお知らせします。

敬具

記

1 議事

第1号議案 元町仲通り地区街づくり協定の一部改訂について

2 提出期限 令和3年9月24日

商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート  
事務局 TEL

送信先

FAX

e-mail

理事会議事録要旨

理事長 依知川光明

1. 開催日時 2021年10月7日(木) 午後7時30分～

2. 開催場所 元町自治運営会 2階 会議室

3. 出席者

[Redacted]

[Redacted]

委任状出席

[Redacted]

[Redacted]

以上出席理事22名 その他

[Redacted]

4. 10月度 理事会提出議題

[Redacted]

4. 理事報告事項

[Redacted]

5. 事務局報告

① 「元町仲通りまちづくり協定」改定の臨時総会書面表決結果

9月末組合員数 201名、表決書提出数 117名、異議なしの数 117名  
組合員総数の過半数の書面参加並びに賛成により承認された。

②

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

[Redacted]

以上

1.アワードの目的

横浜元町は、質の高いまち並みが「まちの財産」であるとし、「元町まちづくり協定」に基づくまちづくりを進めています。その財産を将来へと受け継ぎ、まち並みの維持・向上に努めると同時に、時代の変化に柔軟に対応した良質な建物、ファサードデザインを選び出し、これを顕彰する「横浜元町まち並みデザインアワード」を創設します。

また、この顕彰を通じて、元町の個性的でありながらも調和のとれたまち並みの魅力を内外に発信するとともに、元町に住む人、商う人、働く人全てに「元町まちづくり協定」への理解を深めていきます。

2.選考対象

元町地区内におけるまち並みを構成する要素（建物あるいは建物群のファサードデザイン及びそれらと一体となった外構、工作物等のデザイン）の内、以下の条件に適合した物件を対象とします。

- (1) 「元町まちづくり協定」に適合した物件であること
- (2) 物件を所有（または利用）する主体が「元町自治運営会（以下、自治運営会）」「協同組合元町エスエス会（以下、SS会）」「商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート（以下、CS）」「元町河岸通り会（以下、河岸通り会）」のいずれかに入会していること
- (3) 選考を行う年度及びその前年度内に竣工した物件であること

3.選考部門

選考対象となる物件から、次の部門ごとに受賞物件を決定します。

- (1) 元町ショッピング・ストリート賞（SS会・河岸通り会 会員店舗物件を対象）
- (2) 元町クラフトマンシップ・ストリート賞（CS会員店舗物件を対象）
- (3) 元町住宅賞（自治運営会会員住宅物件を対象）

4.選考方法

選考を行う年度に「横浜元町まち並みデザインアワード選考委員会（以下、選考委員会）」を組織し、選考にあたります。

選考委員会は、自治運営会、SS会、CS、河岸通り会の長及び各団体のまちづくりを担当する部署より選出された選考委員によって構成します。

1次選考では、各団体のまちづくりを担当する部署より候補物件を選考委員会に提出します。

2次選考では、選考委員会による選考協議を行い、受賞物件を決定します。

5.選考協議及び選考基準

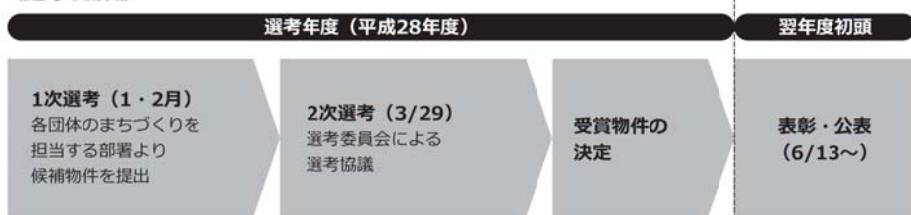
選考協議にあたっては以下の選考基準を設定し、これに沿って全ての候補物件に対して選考委員が投票を行います。投票数の高い物件に対して各団体の長からの総合的所見を加え、選考委員の総意により受賞物件を決定します。

- (1) 元町ショッピング・ストリート賞【選考基準】
  - ①周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン※各部門共通
  - ②質の高い個性的なファサードデザイン
  - ③使い勝手の良い壁面後退部分のデザイン
  - ④隣接する通りとの回遊性を意識した建物、店づくり
  - ⑤ライトアップ、夜のにぎわいの工夫
- (2) 元町クラフトマンシップ・ストリート賞【選考基準】
  - ①周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン
  - ②クラフトマンシップ・ストリートとしての特色あるデザイン
  - ③商と住の共存、住への配慮を意識した建物、店づくり
  - ④つくり手や店主のこだわりが見える店づくり
- (3) 元町住宅賞【選考基準】
  - ①周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン
  - ②安心、安全な居住環境を意識した住まいづくり

6.選考時期及び表彰・公表

選考は隔年で行うこととし、年度末までに選考を行います。さらに、選考年度の翌年度初頭に受賞者の表彰を行ったのち、受賞物件の公表を行います。※公表方法、受賞特典等については別に定めます。

《選考の流れ》



第1回  
横浜元町まち並みデザインアワード  
表彰式

日時：平成 29 年 6 月 13 日(火)18：00～19：00

会場：協同組合元町 SS 会事務局 2F 会議室(中区元町 1-14)

一次第一

開会

表彰状・記念品授与式

元町ショッピング・ストリート賞 3件

元町クラフトマンシップ・ストリート賞 1件

元町住宅賞 3件

受賞者より一言

閉会・記念撮影

第1回  
横浜元町まち並みデザインアワード  
《選考協議概要》

選考日

平成29(2017)年3月29日(水)  
19:30~21:00  
於 元町SS会事務局2F会議室

選考委員

元町まちづくり協議会 (会長)  
元町自治運営会 町づくり委員会  
(委員長)  
元町SS会 街づくり室  
(室長)  
元町CS 街づくり委員会  
(理事長)  
(副理事長)  
(委員長)  
元町河岸通り会 (会長)

《第1回アワード候補物件の竣工時期》  
※第1回アワードでは、下記の期間に竣工した物件を選考対象としました。

平成27(2015)年1月1日  
~平成28(2016)年12月31日(2年間)

《受賞物件等公開にあたっての留意事項》  
※公開情報は、①物件名、②所在地(通り及び丁目まで)、③外観写真、④評価とします。  
※元町住宅賞は個人住宅であることに配慮して、①物件名については略称とし、公開にあたってはあらかじめ所有者に公開内容を提示し了解を得ることとします。

外観写真撮影: [REDACTED]

元町ショッピング・ストリート賞

ZALETTA 元町 I 元町通り(元町2丁目)



《評価》  
●一つの建物に業態の異なる4店舗が入居するテナントビルでありながら、店舗ごとの個性が際立ち目つ統一感のあるファサードデザインを実現している。  
●4つの店舗ごとにまちづくり協定に基づく事前協議を行ったが、全てのテナントが一定の統一感とまち並みへの調和を意識してデザインしている。テナントに対するビルオーナーの意思が反映されており、元町のまちづくりを発展させた管理姿勢がすばらしい。

LACOSTE 横浜元町店 元町通り(元町3丁目)



《評価》  
●最低限の広告表示でありながら、黒を基調とした格調高いファサードデザインが店舗の個性を表出している。  
●設計段階でまちづくり協定を十分に読み込んでおり、事前協議で既に完成度の高いプランを提示してくれた。元町のまちづくりに企業デザインが添った模範と言える作例。

元町クラフトマンシップ・ストリート賞

Maker's Watch Knot  
横浜元町ギャラリーショップ

元町仲通り(元町3丁目)



《評価》  
●年数を経た既存建物の良さを生かしたリノベーションによって、何年も前からあったようにさりげなくまち並みに溶け込んだデザインでありながら現代的なファサードを実現している。  
●店舗のオンリーワンのモノづくりの姿勢がよく表れたデザインで、クラフトマンシップ・ストリートにふさわしい。

元町住宅賞

H邸 元町1丁目



《評価》  
●間口の広い建物でありながらデザインによって上手に分割しており、戸建て住宅中心のまち並みと良く調和している。  
●駐車場空地と夜間照明の配置によって、通りの防犯にも寄与している。

I邸 元町1丁目



《評価》  
●落ち着いた外観によって狭い通りでも圧迫感がなく、周辺のまち並みと良く調和している。  
●複数世帯の住宅で、元町に住むことの価値を高めてくれている。

ichi 横浜店 元町河岸通り(元町3丁目)



《評価》  
●元町河岸通りに新たな時代をもたらす個性を感じさせる斬新なファサードデザイン。  
●こうした先端的で特徴的な店舗に出店していただけることは、河岸通りの可能性を高める上でとても重要。

ラ・セルコート元町

元町通り・元町河岸通り(元町5丁目)



《評価》  
●元町通りに面していながら住宅の存在感をさせず、低層部の店舗と一体となって格調高いファサードデザインとなっている。  
●元町河岸通りに面した住宅の入口は開放感があり、通りの明るさやにぎわいに寄与している。  
※写真左: 元町河岸通り側/写真右: 元町通り側

1.アワードの目的

横浜元町は、質の高いまち並みが「まちの財産」であるとし、「元町まちづくり協定」に基づくまちづくりを進めています。その財産を将来へと受け継ぎ、まち並みの維持・向上に努めると同時に、時代の変化に柔軟に対応した良質な建物、ファサードデザインを選び出し、これを顕彰する「横浜元町まち並みデザインアワード」を創設します。

また、この顕彰を通じて、元町の個性的でありながらも調和のとれたまち並みの魅力を内外に発信するとともに、元町に住む人、商う人、働く人全てに「元町まちづくり協定」への理解を深めていきます。

2.選考対象

元町地区内におけるまち並みを構成する要素（建物あるいは建物群のファサードデザイン及びそれらと一体となった外構、工作物等のデザイン）の内、以下の条件に適合した物件を対象とします。

- (1) 「元町まちづくり協定」に適合した物件であること
- (2) 物件を所有（または利用）する主体が「元町自治運営会（以下、自治運営会）」「協同組合元町エスエス会（以下、SS会）」「商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート（以下、CS）」「元町河岸通り会（以下、河岸通り会）」のいずれかに入会していること
- (3) 選考を行う年（以下、選考年）を含む過去2年間に竣工した物件であること

3.選考部門

選考対象となる物件から、次の部門ごとに受賞物件を決定します。

- (1) 元町ショッピング・ストリート賞（SS会・河岸通り会 会員店舗物件を対象）
- (2) 元町クラフトマンシップ・ストリート賞（CS会 会員店舗物件を対象）
- (3) 元町住宅賞（自治運営会 会員住宅物件を対象）

4.選考方法

選考は隔年で行うこととし、選考年の翌年4月末日までに選考を行います。

選考年に「横浜元町まち並みデザインアワード選考委員会（以下、選考委員会）」を組織し、選考にあたります。選考委員会は、自治運営会、SS会、CS、河岸通り会の長及び各団体のまちづくりを担当する部署より選出された選考委員によって構成します。

1次選考では、各団体のまちづくりを担当する部署より候補物件を選考委員会に提出します。

2次選考では、選考委員会による選考協議を行い、受賞物件を決定します。

5.選考協議及び選考基準

選考協議にあたっては以下の選考基準を設定し、これに沿って全ての候補物件に対して選考委員が投票を行います。投票数の高い物件に対して各団体の長からの総合的所見を加え、選考委員の総意により受賞物件を決定します。

- (1) 元町ショッピング・ストリート賞【選考基準】
  - ① 周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン※各部門共通
  - ② 質の高い個性的なファサードデザイン
  - ③ 使い勝手の良い壁面後退部分のデザイン
  - ④ 隣接する通りとの回遊性を意識した建物、店づくり
  - ⑤ ライトアップ、夜のにぎわいの工夫
- (2) 元町クラフトマンシップ・ストリート賞【選考基準】
  - ① 周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン
  - ② クラフトマンシップ・ストリートとしての特色あるデザイン
  - ③ 商と住の共存、住への配慮を意識した建物、店づくり
  - ④ つくり手や店主のこだわりが見える店づくり
- (3) 元町住宅賞【選考基準】
  - ① 周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン
  - ② 安心、安全な居住環境を意識した住まいづくり

6.選考時期及び表彰・公表

選考年の翌年度初頭に受賞者の表彰を行ったのち、受賞物件の公表を行います。※公表方法、受賞特典等については別に定めます。



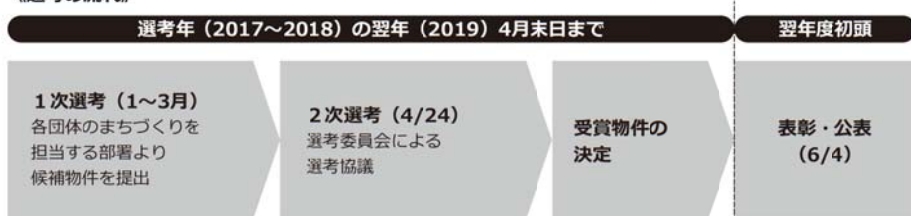
第2回  
横浜元町まち並みデザインアワード  
表彰式

日時：2019年6月4日(火)18：00～19：00  
会場：協同組合元町SS会事務局 2F 会議室(中区元町1-14)

一次第一

- 開会
- 表彰状・記念品授与式
  - 元町ショッピング・ストリート賞 2件
  - 元町クラフトマンシップ・ストリート賞 2件
  - 元町住宅賞 2件
- 受賞者より一言
- 閉会・記念撮影

《選考の流れ》



第2回

横浜元町まち並みデザインアワード  
《選考協議概要》

選考日

2019年4月24日(水) 19:30~21:00  
於 元町SS会事務局2F会議室

選考委員

元町まちづくり協議会

■■■■ (会長)

(元町自治運営会町づくり委員会)

元町SS会街づくり室

■■■■ (室長)

元町CS街づくり委員会

■■■■ (理事長)

■■■■ (委員長)

元町河岸通り会

■■■■ (会長)

《第2回アワード候補物件の竣工時期》

※第2回アワードでは、下記の期間に竣工した物件を選考対象としました。

2017年1月1日~2018年12月31日  
(2年間)

《受賞物件等公開にあたっての留意事項》

※公開情報は、①物件名、②所在地(通り及び丁目まで)、③外観写真、④評価までとします。

※元町住宅賞は個人住宅であることに配慮して、①物件名については略称とし、公開にあたってはあらかじめ所有者に公開内容を提示し了解を得ることとします。

文:

元町ショッピング・ストリート賞

銀座伊東屋 横浜元町 元町通り(元町3丁目)



《評価》通り側に面した開口部が、建物全体をショーケースのように見せている。夜間は特に見ごたえがあり、通りの賑わいに貢献し、また商品構成も元町に合わせたオリジナリティがあり若者層の興味もそそる。既存の建物であるが、元の無彩色で重厚な外観を活かしながら、室内の家具、商品や看板クリップをアクセントカラーとして効果的に見せるセンスが素晴らしい。

横浜元町 IDA Watch 本牧通り(元町5丁目)



《評価》100年の時を刻む時計店。その歴史をフォトサインとして外観に掲示、その街角博物館的な工夫は歴史ある元町の表現として大いに評価でき、街行く人の興味を誘う。外壁はシックなブルーで港のイメージが。大胆かつユニークなカラーチョイスながらシンプルな色使いで賑わいある街並みの形成に貢献している。



店舗と街の歴史をフォトサインとして外観に掲示

元町クラフトマンシップ・ストリート賞

Rasox shop 横浜元町店 元町仲通り(元町4丁目)



《評価》隣の既存店舗と木の素材、ガラス面の高さを合わせて調和を図っている。木のファサードは職人による手造り感があり、手作り・こだわりの靴下販売というユニークな商品と外観デザインが良くマッチしている。対面にある店舗の樹木と合わせて、木と緑と白のデザインが環境とも調和している。

Le Noir 横浜元町

元町仲通り(元町1丁目)

《評価》黒と白、グレーの無彩色で、コンテナや階段を塗り分けファサードも三分割し、通りへの圧迫感を和らげている。東側はコンテナらしい外観をそのまま生かし、西側は大型の窓を取り東西でコントラストをつくっている。中央の階段を挟み東と西のコンテナでランダムな位置にガラスを用いて通りからの視覚的变化を生み出し、道行く人を上階へと誘う。狭い敷地のテナントビルでいかに上階まで人を寄せるかのアイデアに富んでいる。



元町住宅賞

O邸 元町1丁目



《評価》本通りと異なる静かな通りにあって、4箇所の照明を設置して通りの防犯に貢献している。道路に面する空きスペースにも植栽を施し、道行く人を和ませる。北側をセットバックさせて大きな空きスペースを設け、隣地への日照を確保し、近隣と調和させている点も評価できる。

N邸 元町4丁目



《評価》道路から玄関に至るアプローチを長く取り、その道行を照らす明かりが通りの防犯にも役立っている。入口の照明は低い位置で樹木、オリブなどの植栽を照らす。急こう配の坂道を登ってくる人にとって、ホッとさせる景観である。坂の下にある大木の緑と山手に広がる緑とを入口の緑がつないでおり、緑のベルトを創っている点も評価したい。



### 1.アワードの目的

横浜元町は、質の高いまち並みが「まちの財産」であるとし、「元町まちづくり協定」に基づくまちづくりを進めています。その財産を将来へと受け継ぎ、まち並みの維持・向上に努めると同時に、時代の変化に柔軟に対応した良質な建物、ファサードデザインを選び出し、これを顕彰する「横浜元町まち並みデザインアワード」を創設します。

また、この顕彰を通じて、元町の個性的でありながらも調和のとれたまち並みの魅力を内外に発信するとともに、元町に住む人、商う人、働く人全てに「元町まちづくり協定」への理解を深めていきます。

### 2.選考対象

元町地区内におけるまち並みを構成する要素（建物あるいは建物群のファサードデザイン及びそれらと一体となった外構、工作物等のデザイン）の内、以下の条件に適合した物件を対象とします。

- (1) 「元町まちづくり協定」に適合した物件であること
- (2) 物件を所有（または利用）する主体が「元町自治運営会（以下、自治運営会）」「協同組合元町エスエス会（以下、SS会）」「商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート（以下、CS）」「元町河岸通り会（以下、河岸通り会）」のいずれかに入会していること
- (3) 選考を行う年（以下、選考年）を含む過去2年間に竣工した物件であること

### 3.選考部門

選考対象となる物件から、次の部門ごとに受賞物件を決定します。

- (1) 元町ショッピング・ストリート賞（SS会・河岸通り会 会員店舗物件を対象）
- (2) 元町クラフトマンシップ・ストリート賞（CS会 会員店舗物件を対象）
- (3) 元町住宅賞（自治運営会 会員住宅物件を対象）

### 4.選考方法

選考は隔年で行うこととし、選考年の翌年4月末日までに選考を行います。

選考年に「横浜元町まち並みデザインアワード選考委員会（以下、選考委員会）」を組織し、選考にあたります。選考委員会は、自治運営会、SS会、CS、河岸通り会の長及び各団体のまちづくりを担当する部署より選出された選考委員によって構成します。

1次選考では、各団体のまちづくりを担当する部署より候補物件を選考委員会に提出します。

2次選考では、選考委員会による選考協議を行い、受賞物件を決定します。

### 5.選考協議及び選考基準

選考協議にあたっては以下の選考基準を設定し、これに沿って全ての候補物件に対して選考委員が投票を行います。投票数の高い物件に対して各団体の長からの総合的所見を加え、選考委員の総意により受賞物件を決定します。

#### (1) 元町ショッピング・ストリート賞【選考基準】

- ① 周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン ※各部門共通
- ② 質の高い個性的なファサードデザイン
- ③ 使い勝手の良い壁面後退部分のデザイン
- ④ 隣接する通りとの回遊性を意識した建物、店づくり
- ⑤ ライトアップ、夜のにぎわいの工夫

#### (2) 元町クラフトマンシップ・ストリート賞【選考基準】

- ① 周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン
- ② クラフトマンシップ・ストリートとしての特色あるデザイン
- ③ 商と住の共存、住への配慮を意識した建物、店づくり
- ④ つくり手や店主のこだわりが見える店づくり

#### (3) 元町住宅賞【選考基準】

- ① 周辺のまち並みと調和した品格あるデザイン
- ② 安心、安全な居住環境を意識した住まいづくり

### 6.選考時期及び表彰・公表

選考年の翌年度初頭に受賞者の表彰を行ったのち、受賞物件の公表を行います。※公表方法、受賞特典等については別に定めます。



## 第3回

## 横浜元町まち並みデザインアワード

## 表彰式

日時：2021年7月2日(金) 18:30

会場：協同組合元町SS会事務局 2F 会議室(中区元町1-14)

一次第一

開会

表彰状・記念品授与式

元町ショッピング・ストリート賞 3件

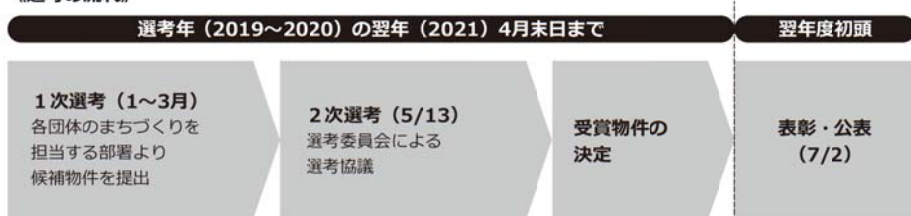
元町クラフトマンシップ・ストリート賞 該当なし

元町住宅賞 1件

受賞者より一言

閉会・記念撮影

### 《選考の流れ》



第3回  
横浜元町まち並みデザインアワード  
《選考協議概要》

選考日

2021年5月13日(木) 17:00~18:30  
於 元町SS会事務局2F会議室

選考委員

元町まちづくり協議会

■■■■ (会長)

元町自治運営会 町づくり委員会

■■■■ (委員長)

元町SS会 街づくり委員会

■■■■ (委員長)

元町CS 街づくり委員会

■■■■ (委員長)

元町河岸通り会

■■■■ (会長)

《第3回アワード候補物件の竣工時期》  
※第3回アワードでは、下記の期間に竣工した物件を選考対象としました。

2019年1月1日~2020年12月31日  
(2年間)

《受賞物件等公開にあたっての留意事項》  
※公開情報は、①物件名、②所在地(通り及び丁目まで)、③外観写真、④評価までとします。  
※元町住宅賞は個人住宅であることに配慮して、①物件名については略称とし、公開にあたってはあらかじめ所有者に公開内容を提示し了解を得ることとします。

元町ショッピング・ストリート賞

belle plage 横浜元町店 元町通り(元町3丁目)

《評価》茶系石張りの建物をベースとして、柱型と鉢巻を品の良いコーポレートカラーで配色しており、既存建物及び周辺との調和に成功している。百段通り側も含めて店内が良く見える外観で、通りからの見え方やさりげないサインの配置などにも工夫が見られる。何より、細身の赤いロゴタイプの配置、配色、バランス等が模範的であると言える。



Le BRESSO 横浜元町店 元町河岸通り・代官坂通り(元町2丁目)



《評価》大きなガラスの開閉口とセットバック部分が圧迫感を和らげ、そこに客席と植栽を配置することで来店者には憩いの場を提供し、河岸通りのにぎわいにも貢献している。オーニングを配した外部空間が通りと店内をつなぎ、季節の良い時期に明け放すと店内は斜めに横切れるほど開放感にあふれる。河岸通りと代官坂通りとをつなぐ役割を店舗が担っている。

UNI COFFEE ROASTERY 横浜元町 元町通り(元町4丁目)

《評価》旧来の外観の上からファサード全体を一体的にデザインしながら、ロゴ看板などは最小限としており、品良く個性的な外観となっている。間口の大きな建物でありながら僅かな引込と開口を大きくとり、来店者が入りやすい雰囲気づくりにも配慮している。控えめながら随所に工夫の見えるデザインである。



元町住宅賞

S邸 元町1丁目

《評価》元町は山手に続く住宅地に囲まれており、通りのにぎやかさから程近くに住宅からの漏れ明かりが見えることは豊かな暮らしがあることの証でもある。落ち着いた外壁の色調に加え、道路に面したスペースに植栽を施し、近隣の緑との調和を図っていることも評価できる。



## 元町まちづくり協定 運用規定

### はじめに

「元町まちづくり協定運用規定(以下、運用規定)」は、元町まちづくり協定(元町街づくり協定・元町通り街づくり協定・元町仲通り地区街づくり協定/3つの協定の総称/以下、協定)に示される「第3街づくりの推進組織」の内、協定の運用等において必要な事項を別途定める旨を受けて、これまでのまちづくりで積み重ねてきた理念と実績、運用の考え方を詳述するものです。

### 1. 元町まちづくり協定について

#### 1-1. 協定策定の目的と経緯

元町地区における各協定は、昭和60年8月、元町通りを中心とした「元町街づくり協定」が誕生したことに始まり、後に「元町仲通り街並み誘導地区地区計画(平成11年1月都市計画決定)」、「元町地区地区計画(平成15年1月都市計画決定)」が定められたことで、通りごとの特性に合わせて元町地区全域のまちづくりを補完する目的で策定されました。

元町自治運営会、協同組合元町エスエス会(以下、元町エスエス会)、商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート(以下、元町CS)、元町河岸通り会の4つの組織が協力し、「横浜元町まちづくり憲章(平成15年2月制定)」を、共通のまちづくりの理念とし、4つの団体ごとに街並みや活動に関わるルールを定めています。

各協定は、組織における会則・規約・定款等とは別に、それぞれの組織への所属の有無を問わず、元町地区に住む人、商う人、働く人それぞれが守るべきルールであることを明言いたします。

(図1)協定の枠組み(別紙参照)

#### 1-2. 横浜市地域まちづくり推進条例による地域まちづくりルールの認定

各協定は、住む人、商う人、働く人それぞれが相互に協力し合う紳士協定として運用を開始しました。その結果、美しく品格ある元町ならではの街並みが維持、継承されています。こうした一定の拘束力を将来に渡って維持、担保していくために、現行の協定に対して、平成21年度に「横浜市地域まちづくり推進条例」による「地域まちづくりルール」の認定を受けました。これにより、協定を運用する各組織だけでなく、行政による助言・指導・勧告等が可能となり、官民協働によるまちづくりが実現すること

となりました。

#### 1-3. 協定の担当区分と適用区域

- (1) 「元町街づくり協定」は、元町自治運営会が担当し、元町地区全域の住宅・共同住宅などに適用します。
- (2) 「元町通り街づくり協定」は、元町エスエス会が担当し、適用区域内の事業所などに適用します。また、元町河岸通りに面する事業所については、「元町河岸通り街づくり協定(案)」も参照し、これを担当する元町河岸通り会の意見も反映させることとします。
- (3) 「元町仲通り地区街づくり協定」は、元町CSが担当し、適用区域内の事業所に適用します。

(図2)協定の適用区域(別紙参照)

### 2. 元町まちづくり協議会について

#### 2-1. まちづくり協議会の目的

元町まちづくり協議会(以下、まちづくり協議会)は、各協定の適用区域内におけるまちづくりについて、関係する組織間で協議を行うことによって、これを円滑に推進することを目的としています(元町まちづくり協議会規約 第2条より)。

#### 2-2. まちづくり協議会の構成

まちづくり協議会は、元町自治運営会、元町エスエス会、元町CS、元町河岸通り会より選出された委員によって構成されます。(元町まちづくり協議会規約第5条より)

#### 2-3. まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、各協定で定めるものの他、次に掲げる事項について、各組織および関係者の意見を集約・決定・実行するとともに、必要に応じて行政及び関連機関との連絡調整を行います。(元町まちづくり協議会規約第10条より)

- (1) 「元町地区地区計画」「元町仲通り街並み誘導地区地区計画」に関する事項
- (2) 協定の適用区域に関する事項
- (3) 建物の新築・増改築および改修、改装に伴う事前協議に関する事項で、該当する団体から協議の申し出があった事項
- (4) 道路および民地歩道(セットバック部分)の取り壊し、改修、維持管理等に関する事項で、該当する団体から協議の申し出があった事項
- (5) 協定の見直しに関する事項
- (6) その他、まちづくり協議会の運営や協定の適

用区域内のまちづくりに関して必要と認められる事項

### 3. 届出等の手続きについて

#### 3-1. 届出が必要な行為

各協定の適用区域内において、次に掲げる行為を行う場合、協定を担当する各組織に対して、様式による「届出」を行った上、事前協議会による「事前協議」を行ってください。

- ア 土地区画形質の変更（敷地に土を入れる等の造成工事 など）
- イ 建築物等の建設（建物の新築・増改築、建物の位置を動かす など）
- ウ 工作物の設置（道路占用物件を設置する、塀、フェンス等を設ける、自動販売機を設置する、電柱を設置する など）
- エ 建築物等の用途の変更（事務所から飲食店へ、車庫から物販店へ など）
- オ 建築物等の形態又は意匠の変更（外壁の変更、屋根の葺き替え、屋外広告物等の設置または取り替え など）
- カ 道路または民地歩道の掘削（舗装の掘削、掘り返し、地下埋設物の設置または撤去 など）
- キ 解体工事、内装工事、その他道路または民地歩道を利用して行う各種工事
- ク 置き看板を置きたい、店頭販売を行いたい（元町通りのみ）

(図3)届出が必要な行為及び様式一覧(別紙参照)

#### 3-2. 届出の時期

地区計画における認定や建築確認申請等の行政手続きが必要な行為の場合は、それらの手続きを開始する30日以上前に届出を行ってください。

それ以外の行為については、工事等を実施する30日以上前に届出を行ってください。

#### 3-3. 事前協議会の開催

各組織のまちづくりを担当する部署は、届出者の出席を確定した上で、「事前協議会」を招集します。但し、届出の内容により開催不要と判断した場合は事前協議会を省略することができます。

届出のあった行為の規模等が複数の協定にまたがる内容である場合は、まちづくり協議会を召集するとともに、行政及び関連機関や専門家も交えた協議、調整を行います。

#### 3-4. 承諾書の発行

事前協議会における審議で、届出の内容について了承が得られた場合は「承諾書」を発行します。

建築計画等で入居者が決定していない場合は、入居者が決まった段階で再度、事前協議会を開催して審議することとします。また、届出者にはその旨を条件に承諾書を発行します。

#### 3-5. 横浜市への報告

各協定を担当する組織は、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、事前協議会における協議概要を横浜市へ報告します。

#### 3-6. 記録・保管・守秘義務

事前協議会を開催した際は、議事録を作成し、届出の際に提出された関係書類、承諾書（写し）などを全て保管することとします。その保管期間は20年間とします。

各協定を担当する組織及び事前協議会関係者は、届出に関する内容について、みだりに口外してはなりません。また、保管書類は、各組織の代表者及び担当理事の許可無く公表してはなりません。

### 4. その他の注意事項

#### 4-1. 協定の遵守

元町地区に住む人、商う人、働く人は、届出や事前協議の有無に関わらず、各協定の内容をよくお読みいただき、その主旨を十分に理解し、遵守に努めてください。また、各協定および本運用規定に規定された届出を行う際には、各組織が担当する「元町まちづくり協定に対する誓約書」に署名し、了承を得られた後はその内容を必ず遵守してください。

#### 4-2. 各種工事にあたって

各協定の適用区域内において建築工事をはじめとした各種工事を行う場合は、「建築工事等に伴う誓約書」に署名し、了承を得られた後はその内容を必ず遵守してください。

#### 4-3. 既存不適格物件等について

建物や工作物等に、各協定の規定に抵触する既存不適格物件がある場合は、適切な機会に改善していただくようお願いします。

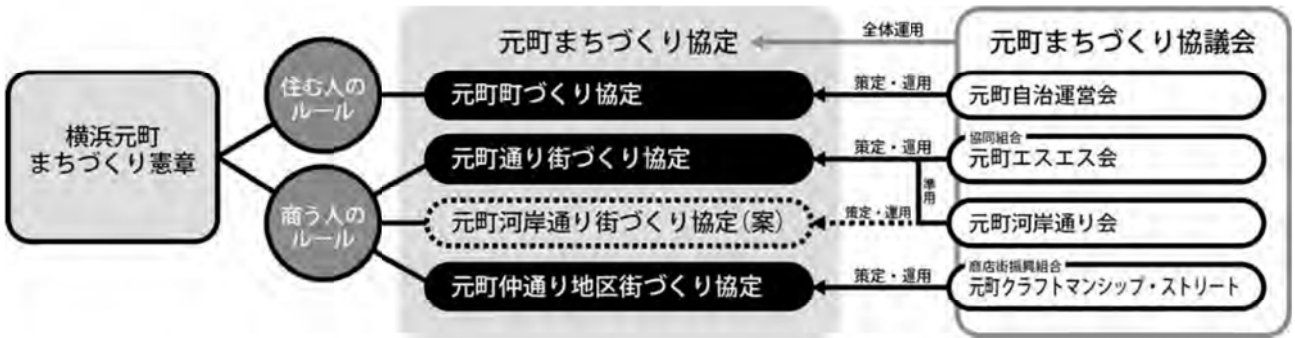
#### 附則

本運用規定は、平成27年3月12日に施行されました。

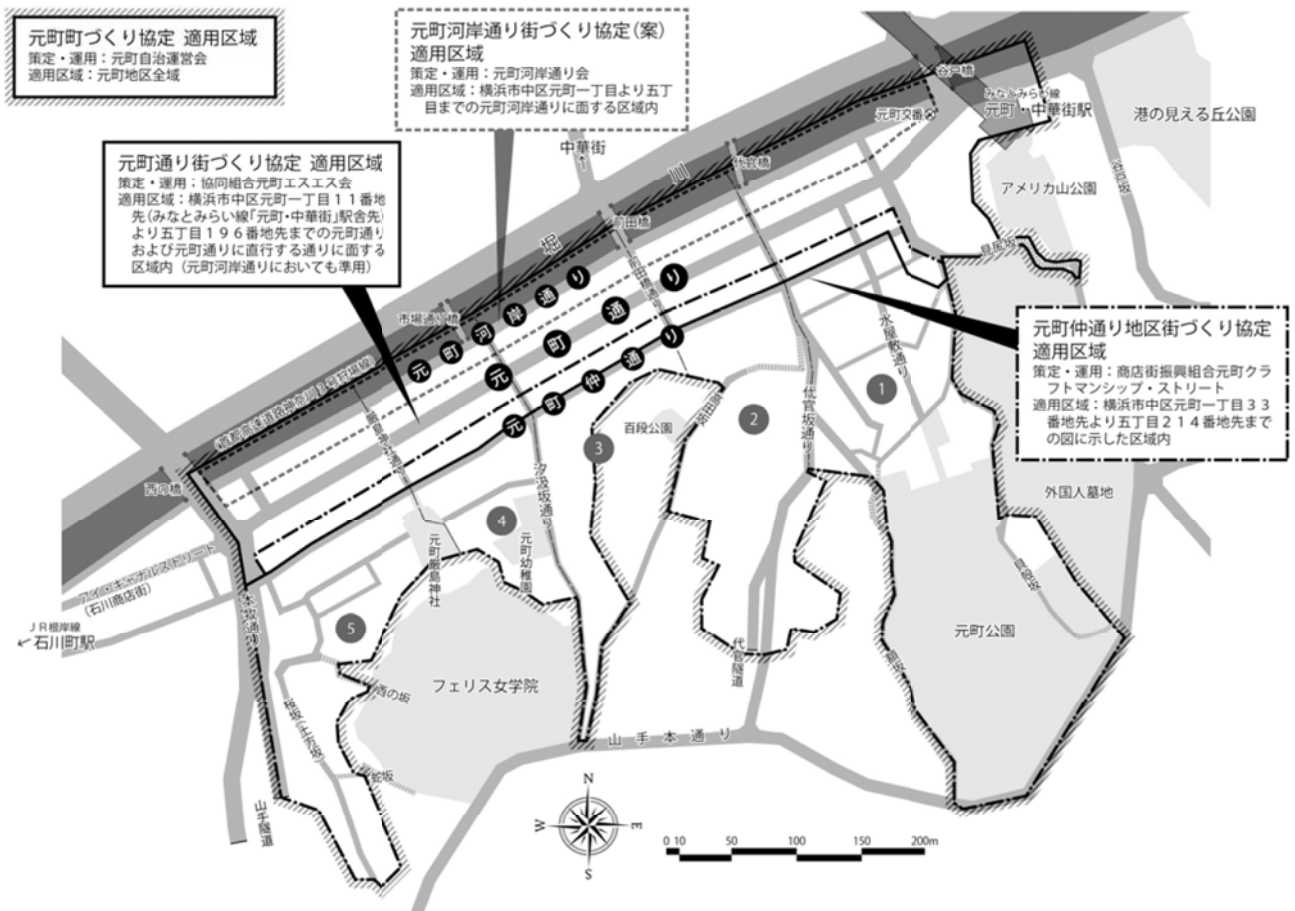
※以上までをパンフレットに掲載する予定です。

別紙

(図1) 協定の枠組み



(図2) 協定の適用区域



(図3)届出の必要な行為と様式一覧

届出の必要な行為		様式 1号様式 建築計画等 届出書	2号様式 その他計画 届出書	3号様式 民地歩道 使用届出書	5号様式 工事等に伴 う誓約書	6号様式 元町まちづく り協定に対 する誓約書	備考
ア	土地区画形質の変更(敷地に土を入れる等の造成工事 など)	●			●	●	
イ	建築物等の建設(建物の新築・増改築をする、建物の位置を動かす など)	●			●	●	
ウ	工作物の設置(道路占用物件を設置する、塀、フェンス等を設ける、自動販売機を設置する、電柱を設置する など)		●		●	●	
エ	建築物等の用途の変更(事務所から飲食店へ、車庫から物販店へ など)	●			●	●	※行政手続きが必要のない行為の場合でも、1号様式を提出してください。
オ	建築物等の形態又は意匠の変更(外壁の変更、屋根の葺き替え、屋外広告物の設置または取り替え など)	(●)	●		●	●	※()行政手続きが必要な行為の場合は、1号様式を提出してください。
カ	道路または民地歩道の掘削(舗装の掘削、掘り返し、地下埋設物の設置または撤去 など)		●		●	●	
キ	解体工事、内装工事、道路または民地歩道を利用して行う各種工事		●		●	●	
ク	置き看板を置きたい、店頭販売を行いたい			●		●	※元町通り街づくり協定適用区域内の内、元町通りのみ